

1 議事日程(4日目)

[平成16年太宰府市議会第4回(12月)定例会]

平成16年12月15日

午前10時開議

於議事室

日程第1 一般質問

一般質問者及び質問項目一覧表

順位	質問者氏名 (議席番号)	質問項目
1	渡邊美穂 (8)	<p>1. 財政再建と補助金制度の見直しについて</p> <p>(1) 来年度予算について。</p> <p>(2) 今後の財政計画について。</p> <p>(3) 補助金制度の見直しについて。</p> <p>2. 自転車の交通マナーについて</p> <p>(1) 無灯火の自転車問題について。</p> <p>(2) 交通マナーの徹底について。</p>
2	後藤邦晴 (3)	<p>障害者福祉について</p> <p>(1) 抗議行動に対する管理規定とその対処について。</p> <p>(2) 支援費制度における支給時間の限度について。</p> <p>(3) 支給時間に係る予算額について。</p> <p>(4) 生活保護の対応について。</p> <p>(5) 本市の身体障害者福祉協会の見解について。</p>
3	安部啓治 (10)	<p>二酸化炭素削減について</p> <p>(1) ゴミ減量について(買物袋、トレー等)。</p> <p>(2) 太陽光、風力発電の取り組みについて(エコ対策)。</p>
4	橋本健 (4)	<p>1. 青少年育成「市民の会」について</p> <p>市民の会支部活動アンケート検討委員会の最終報告によると、24支部中9割が活動実績がないため、支部解散に落ち着きつつある。しかし、現在社会問題化している青少年関連の事件多発といった実情を正視し、支部組織の問題点を探り、組織の見直しとその必要性を訴えたい。</p> <p>2. ゴミの不法投棄について</p> <p>日本人の公共心の乏しさから不法投棄の問題を抱える自治体は多い。撤去しては投棄されるといういたちごっこの傾向にあるが、本市において不法投棄の現状と監視体制が万全かどうか、その対策について伺う。</p>
		防災工事及び地域防災計画見直しの実施状況と計画について

5	不老光幸 (7)	(1) 四王寺山山麓、宝満山山麓、御笠川河川の防災工事の実施状況と計画について (2) 地域防災計画見直しの実施状況及び計画について
6	佐伯修 (14)	1. 落書き対策について (1) 特殊な図柄を書いているが、どういう人達を書いているか、調査をしているか。 (2) 先日の決算特別委員会後の経過は。 (3) 発見隊、消し隊等をつくってはどうか。 2. 吉松地区の地下水の水質について (1) 5年で7倍のマンガンの量が検出されたが、知っているのか。 (2) 佐野区画整理の影響による近郊の地下水の変化について調査する必要があるのではないか。 3. 男女共同参画について 将来の人口減少、つまり少子化につながる重要な施策であると思うが、市長はどのように考えているのか。
7	山路一恵 (11)	1. 個人情報保護条例について 今議会で提案されている個人情報保護条例について、市の見解を伺う。 2. 男女共同参画について 条例制定を前に、市の考えを伺う。
8	田川武茂 (16)	君畑交差点角のレストランフォルクスの存続について 君畑交差点角の土地一体を第一経済大学が買収し、駐車場整備を計画している。レストランがなくなることにより地域の活性化に影響してくると考えるが、市の考えを伺う。
9	小柳道枝 (12)	こども条例の制定について (1) 子ども的人格を健全に育てていくためにも大人の責務は大きいと考える。本市の現状を伺う。 (2) 本市においての子ども条例制定は急を要すると考えるが、市の考えを伺う。

2 出席議員は次のとおりである(20名)

1番	片井智鶴枝	議員	2番	力丸義行	議員
3番	後藤邦晴	議員	4番	橋本健	議員
5番	中林宗樹	議員	6番	門田直樹	議員
7番	不老光幸	議員	8番	渡邊美穂	議員
9番	大田勝義	議員	10番	安部啓治	議員
11番	山路一恵	議員	12番	小柳道枝	議員

13番 清水章一議員  
15番 安部陽議員  
17番 福廣和美議員  
19番 武藤哲志議員

14番 佐伯修議員  
16番 田川武茂議員  
18番 岡部茂夫議員  
20番 村山弘行議員

3 欠席議員は次のとおりである

なし

4 地方自治法第121条により説明のため出席した者の職氏名(32名)

市長	佐藤善郎	助役	井上保廣
収入役	松島幹彦	教育長	關敏治
総務部長	平島鉄信	地域振興部長	石橋正直
市民生活部長	関岡勉	健康福祉部長	古川泰博
建設部長	富田讓	上下水道部長	永田克人
教育部長	松永栄人	監査委員事務局長	花田勝彦
総務部次長	松田幸夫	地域振興部次長	三笠哲生
健康福祉部次長	村尾昭子	総務課長	松島健二
行政経営課長	宮原仁	財政課長	井上義昭
地域振興課長	大藪勝一	産業・交通課長	松田満男
市民課長	藤幸二郎	環境課長	蜷川二三雄
人権・同和政策課長	高田克二	福祉課長	新納照文
子育て支援課長	和田敏信	建設課長	武藤三郎
まちづくり技術 開発課長	大江田洋	上下水道課長	宮原勝美
施設課長	轟満	教務課長	井上和雄
学校教育課長	花田正信	社会教育課長	志牟田健次

5 職務のため議事室に出席した事務局職員の職氏名(5名)

議会事務局長 白石純一  
議事課長 木村洋  
書記 伊藤剛  
書記 満崎哲也  
書記 高田政樹

再開 午前10時00分

~~~~~

議長（村山弘行議員） 皆さん、おはようございます。

定刻になり、出席議員数も定足数に達しておりますので、ただいまから休会中の第4回定例会を再開します。

直ちに本日の会議を開きます。

議事日程はお手元に配付しておるとおりです。

議事に入ります。

~~~~~

日程第1 一般質問

議長（村山弘行議員） 日程第1、「一般質問」を行います。

8番渡邊美穂議員の一般質問を許可します。

〔8番 渡邊美穂議員 登壇〕

8番（渡邊美穂議員） ただいま議長より許可をいただきましたので、2項目にわたり質問いたします。

国の三位一体改革が進み、税源が移譲され、自治体の経営手腕がますます問われてまいります。しかし、現実には、本年度でも国からの交付税・補助金が、本市の場合は約6億円削減されました。予算総額約230億円の本市にとって、6億円もの削減ははかり知れない影響があったと思います。また、来年度以降は、より削減の幅は広くなることを予想しなければならない状況を考えたとき、私は市財政の将来に非常に大きな危機感を持ちます。さらに、一般家庭で貯蓄に当たる財政調整基金も、今年度と来年度予算の赤字補てんによってほとんど使い果たしてしまう状況ではないかと思っております。このような応急手当てをしても、経常収支比率の悪化は進み、昨年度の93.8%という数字は、民間企業で言えば既に倒産寸前と言えるでしょう。市財政について、早期に抜本的な改革を行わなければ、間違いなく近い将来赤字再建団体へと転落するでしょう。私は、昨年より一貫してこの問題を執行部に提起してまいりました。

そこで、まずお尋ねしますが、平成17年度の予算編成に当たり、厳しい財政状況の中でも特に最大の投資的経費とも言える、教育、子育て支援などの、近隣の市町と比較しても遅れている太宰府市の施策を今後どのように発展させていかれるのか、まず市長のお考えをお伺いいたします。

また、現在3億円から4億円とも言われている各種団体への補助金について、その制度から見直しを行うべきだと考えますが、その点についてはいかがでしょうか。

次に、第2項目めは、自転車の交通マナーについて伺います。

最近、夜も無灯火で、しかもかなりのスピードで走る自転車を多く見かけます。これは、車の運転手や歩行者にとっても非常に危ない行為です。また、携帯電話などをかけながら、片手で運転している方も増加しています。自転車の歩道乗り入れについて道交法が改正され、「自

「自転車通行可」の標識があるところは、自転車が歩道に乗り入れることが認められるようになりました。しかし、市民へその周知が行われておらず、見ていますと、本来乗り入れてはいけない歩道を自転車が占拠し、高齢者やジョギングする人が自転車を避けて、車道を通行されているところもあります。このような自転車の運転マナーについて、通学に使っている学生の指導について学校側へ何か要請をされているのか、また本来模範とならなければならない大人に対して、市は、警察や自転車の販売店などと連携しながら、自転車の交通マナーが徹底される努力をすべきだと思いますが、ご見解をお聞かせください。

回答は、項目ごとにお願いたします。再質問は自席にて行います。

議長（村山弘行議員） 総務部長。

総務部長（平島鉄信） 市長からの答弁ということでございますけども、まずは私の方からお答えをさせていただきます。

11月26日に、政府与党で合意されました三位一体の改革の全体像では、平成17年度、それから平成18年度において地方への補助金を削減するかわりに、本年度を含め2兆4,000億円の税源を地方へ移譲することが固まっております。しかしながら、地方交付税につきましては、地方団体の安定的な財政運営に必要な一般財源の総額を確保されるというふうになっておりますけれども、昨日意見書を議決していただきましたように、さらに1兆円以上の削減を行うといった財務省の方針が出されるなど、予断を許さない状況にあります。

こうした状況を踏まえまして、平成17年度予算編成におきましては、限られた財源の中で効率的な予算配分に努めているところでございますけども、継続事業をはじめまして、増え続けております社会保障費や災害復旧事業、それに大野城環境センターの最終処分場の改修事業、昨日も質問がありましたように、高雄中央通り線の整備事業など、多くの財源を必要とする事業がまだ残っております。そういうことから、従来のような経費削減策ではこの危機的な財政状況を打開することは困難というふうに考えておきまして、枠配分による経常経費の削減、職員数の見直しを含む人件費の削減など、行政の効率化を進める一方、地方単独事業の見直しによる歳出削減など、抜本的な行財政改革が必要と考えております。

お尋ねの教育、子育て支援につきましては、次世代を担う子どもたちの健やかな成長のためには、社会全体で取り組んでいく環境づくりが不可欠であり、これら施策の充実と発展に努めていかなければいけないと考えております。こうした観点から、限られた財源を効率的に活用し効果を上げるため、なお一層の行政改革を推進するとともに、他の施策の均衡を図りながら、次世代を担う子どもたちをはぐくむための環境づくりを目指してまいります。

補助金制度の見直しにつきましても、厳しい財政上の中で、公平かつ効率的な補助金を支出していくことが重要な課題となっております。また、市民の関心も非常に高いというふうに思われますことから、補助金の目的、公益性などを勘案しながらも、補助金に充当する財源が不足するというふうに考えておりますので、さらなる圧縮が必要であるというふうに考えております。

議長（村山弘行議員） 8番渡邊美穂議員。

8番（渡邊美穂議員） 一応、私は市長にご見解をお伺いいたしまして、今の総務部長からご返答いただいたんですが、これは市の方針として市長のお考えも同じであるというふうに確認してよろしいですか。

議長（村山弘行議員） 市長。

市長（佐藤善郎） ただいま本市の財政事情等のご質問でございますが、ご承知のように、地方公共団体の財政事情は非常に厳しゅうございます。特に、今国の方で三位一体の改革を進めておりますけれども、ご指摘のような財政調整基金等々につきましては、昨年ご承知のように、抜き打ち的と言っていいような地方交付税の削減等がございました。これによって、各地方団体の予算編成に大きな困難を来したのはご承知のとおりでございます。

本市といたしましては、このことにつきましては、昨日の議会の意見書のとおり、国に対しまして地方交付税等々の財源確保については強く要望したところでございます。本市におきましても、早く健全な財政状況確立する、これはもう当然のことでございますが、当面する財政の厳しさ、あるいは三位一体改革後の本市の財政事情、あるいは事業計画等々については十分見直しを行っていかなくてはならないのは当然でございますが、ただいま部長が申しましたとおり、本市におきましても、この太宰府市の健全な財政事情と同時に元気のあるまちづくり、両面の問題として取り組んでまいりたいと思っております。

議長（村山弘行議員） 8番渡邊美穂議員。

8番（渡邊美穂議員） 私が伺いたかったのは、厳しい財政状況の中でも、子育て、教育については、今総務部長の答弁にもありましたように、やはりこれは国の宝として発展をさせていくというお考えも市長もお持ちかどうかということを確認したかったのですが。

議長（村山弘行議員） 市長。

市長（佐藤善郎） 財政事情等については厳しい折でございますけれども、市民生活、福祉行政、あるいはまちづくり等々に必要なものは、当然まちとしてやっていく必要があるわけございまして、その点に関しまして財政事情等々の中からおのずから行政需要の優先順位とかあるいはその緊急性とか、改めて見直す必要があるかと思っておりますが、教育あるいは子育て支援、これは当面の重要な政治的なまちづくりの事業かと思っております。最大限努力してまいりたいと思っております。

議長（村山弘行議員） 8番渡邊美穂議員。

8番（渡邊美穂議員） どのような財政難であっても、教育、子育てについては、市の方針として発展させていくという市長のお考えを聞いて安心をいたしました。

補助金制度につきましては後ほど質問をいたしますけれども、市の財政再建のためには、まずこれまで市がどのように事業を推進してきたかを検証する必要があります。第四次総合計画に基づいて市の施策がどのように実行されているのか、ローリング方式で毎年実施計画が発表されています。今回の質問に当たり、平成13年度からの実施計画について資料要求をいたしま

したが、本年度この実施計画が議会には配付されておりません。本年度は、実施計画は立てられていないのですか。

議長（村山弘行議員） 地域振興部長。

地域振興部長（石橋正直） 今年度の実施計画につきましては、各担当の方から財源要望をとってヒアリング等を行いました。が、昨年の災害における復旧事業等の見通しがきちんと立っておりませんでしたので、財政的配分ということで、実施計画については策定をいたしておりません。

議長（村山弘行議員） 8番渡邊美穂議員。

8番（渡邊美穂議員） 本年度、この実施計画が策定されていないということは、太宰府市は昨年度の実施計画に基づいて本年も、そして来年度も進めていかれるということでしょうか。

議長（村山弘行議員） 地域振興部長。

地域振興部長（石橋正直） 現在、平成17年度につきましては予算編成をしておりますが、実施計画についてはできるだけ立てたいということで、現在調整をいたしております。

議長（村山弘行議員） 8番渡邊美穂議員。

8番（渡邊美穂議員） 平成17年度できるだけ立てたいというふうなご回答をいただきましたけれども、ここに11月28日付の西日本新聞の記事がございます。これは、小郡市が三位一体のありで、来年度からは実施計画も立てられないほどの財源不足だということを公表したものです。

実施計画を公表しないということは、このように新聞社も第一面で取り扱うほどの非常に大きな問題です。この小郡市の助役は、新聞紙面で予算という根拠がない実施計画を発表することは、市民に対して不誠実であると述べておられます。これは、補助金制度の見直しにもつながっていきませんが、市民に対し理解と協力をいただくためにも、小郡市のように、太宰府市が今年度は実施計画も公表できない状況であるということ具体的にはわかりやすく市民に公表すべきだと考えますが、いかがでしょうか。

議長（村山弘行議員） 地域振興部長。

地域振興部長（石橋正直） 実施計画を立てられなかったというのは、平成16年度についてはまさにそのとおりなんですけども、財政的予算配分で実施計画事業として事業の実施は平成16年度は行っておりまして、財源的には総合計画に基づく事業を行ってきたということですので、小郡市の状況とは少し違うと思っております。

議長（村山弘行議員） 8番渡邊美穂議員。

8番（渡邊美穂議員） しかし、経常収支比率等の財政面から見ますと、私は小郡市よりも太宰府市の方がはるかに財政状況は悪いように思います。

この実施計画は、総合計画という10年単位で立てられたまちづくり計画を実現するために、年次ごとに進めていく事業を予算を含め具体的にあらわしたものです。総合計画の前半が平成17年度で終了いたしますが、それ以前に実施計画に上っている事業ごとの実施率や進捗状況な

どがどのようになっているかを検証する必要があると思いますが、それは議会へ報告することが出来ますか。

議長（村山弘行議員） 地域振興部長。

地域振興部長（石橋正直） 事務事業の評価制度というのが昨年度からあっておりまして、その中で検討をし、検証しているということでございます。

議長（村山弘行議員） 8番渡邊美穂議員。

8番（渡邊美穂議員） 事務事業評価の中で、第四次総合計画の実施計画に上っている事業ごとの進捗状況や実施率なども、すべて出されるということですか。

議長（村山弘行議員） 地域振興部長。

地域振興部長（石橋正直） 事業については、すべてを対象にしまして事務評価を行っておりますので、その中で評価がされてます。

議長（村山弘行議員） 8番渡邊美穂議員。

8番（渡邊美穂議員） この資料要求をいたしました平成13年度からの、この実施計画を見ておりますと、急遽中止になった事業や新たに生まれてきた事業が出てきています。なぜその事業が中止になったのか、またなぜ新たな事業が必要になったのかなどの疑問が生まれてきます。この実施計画はどのような経過をもって作成されているのですか。

議長（村山弘行議員） 地域振興部長。

地域振興部長（石橋正直） 新たに発生する事業もありますし、途中で引き延ばしをしたり、中断したりする事業はございます。これは、市民からの要望に基づいて新たに発生する事業というふうに考えておりまして、基本的には最終年度、新たな事業が出てきた場合は3年ローリングの最終年度に枠を入れるということで考えております。

議長（村山弘行議員） 8番渡邊美穂議員。

8番（渡邊美穂議員） そのように、事業っていうのは、やはりおっしゃるように、年度ごとに急遽いろんな問題が発生してきたり、昨年度の災害が起こったり等で変更することは多々出てくる可能性はあると思います。ですから、先ほども申し上げましたように、平成16年度の実施計画が立てられなかった、災害の復旧状況がどうなるかわからなかったというご回答ですが、その中でもやはり実施計画がなぜ急遽変更になったのか、なぜこういう状況になったのかということはきちんと発表すべきであったと思いますし、実施計画自体はきちんと立てられるべきものであったと私は思います。

この実施計画についてですが、市民の中には、この実施計画を非常に注意深く見られておられる方もありまして、市として廃止する事業、あるいは新たに新設した事業などについて市民の理解を得るために、その経過を含め、きちんと理由を公表し、説明すべきではないかと思いますが、いかがでしょうか。

また、今申し上げました新規事業の一つであります太宰府館について、議会へは経費として年間約6,000万円かかると説明がありましたが、その点に間違いがないか、ご回答をお願いい

たします。

議長（村山弘行議員） 地域振興部長。

地域振興部長（石橋正直） 予算につきましては、市の広報で議決後公表をしますし、その中に実施計画事業はすべて含まれておりますので、それで理解をしていただきたいと思います。

それから、太宰府館につきましては、6,000万円の運営費用が要するというので説明しておりますが、今のところ5,000万円程度に抑えたいということで運営を厳しくいたしております。

議長（村山弘行議員） 8番渡邊美穂議員。

8番（渡邊美穂議員） 確かに、市の広報の中にそういった財政計画は出てるかと思いますが、そこにはなぜこの事業を廃止しなければならないのか、またなぜこういった事業が必要なのか、そしてその経費がどれぐらいかかるのかといった説明はなされてないように思いますが、私が申し上げているのは、そういった部分もきちんと市民に対して公表するべきではないかという点ですが、いかがですか。

議長（村山弘行議員） 地域振興部長。

地域振興部長（石橋正直） 今、渡邊議員が言われるようにできればいいんですが、細かいこともたくさんございますし、予算の説明の中で行っていきたいということでご理解いただきたいと思います。

議長（村山弘行議員） 8番渡邊美穂議員。

8番（渡邊美穂議員） 何度も申し上げますけども、しかし予算総額が大きな新規事業などについては、やはりこれはきちんと説明をすべきではないかと私は思いますし、この点については強く要望しておきたいと思います。

それでは、財政再建の見込みについてお伺いいたします。

経常収支比率は、平成13年度が86.3%、平成14年度91.9%、平成15年度93.8%と、特にこの3年間の悪化が顕著です。この要因として、先ほど総務部長おっしゃいましたが、昨年の災害、また三位一体による交付税削減などもあります。当市は当面大幅な収入増加の見込みもなく、交付税削減もさらに進んでいく可能性があることから、本年度の経常収支比率が、平成14年度から平成15年度にかけての落ち込みと同程度と仮定いたしまして単純に計算しますと、91.9%から93.8%と約2%悪化しているわけですから、本年度の経常収支比率は約96%という数字がはじき出されてまいります。この96%という数字は、行政は経営責任、議会はその監督責任を問われてもおかしくない数字です。

そこで、お尋ねをいたしますけれども、来年度予算について各課から概算予算要求が上がってきた数字ですが、本年度と同程度で見込まれていると思いますが、枠配分する以前の段階で幾らぐらい不足をしているのかということです。昨日の武藤議員の質問の中で、この当初予算編成説明資料の中にありますが、これは約4億円の不足だというふうになってますが、これはまだ予算要求が上がってくる前の段階の数字だと思いますが、実際に予算要求が上がってきた

後で、一体どれくらい不足をしているのか、それをお聞かせください。

議長（村山弘行議員） 総務部長。

総務部長（平島鉄信） 枠配分ということで、今回からいたしています。これは、今までは財政課がそれぞれ個別的な事業を優先順位を検証しながらやっておりましたけども、そういうことでは全体的な状況から見れないということで、各部の方に予算の枠を設けまして、新規事業も含めまして、その中であれもこれもでなく、あれかこれかをめり張りをつけて予算を出してほしいと。そうしないと、今までは、去年はこれだけ、それにプラスのこれだけの事業をぜひとも要求したいっていうのが今までの予算要求のスタイルでした。しかし、今まで100あったのが、来年は95になりますと。この95の中で、新しい需要もありますよ。先ほど、渡邊議員がおっしゃるように、子育て、教育については、今回保育所の民間委託をしてでも新しい事業に取り組まなければいけないというような考え方を持っていますが、そういうふうに通費を削減して新しい事業にそれを投入していくと、そういう考えを各部長さんに持っていただきたく考えておりました、枠配分いたしたところでございます。そういうことから、今回枠配分の中で、かなりの一般財源を絞った枠で配分いたしております。それでもやはりこの財政計画ありますように、約4億2,000万円ぐらいの不足が出るんじゃないかというふうに考えておりました、しかし各部長さん非常な努力をしていただきまして、その枠の中にほぼ全部部長さんの方の努力で今入った状態でございます。しかし、私どもの配分の状況が若干収入とのちょっとラグ、差がございまして、それを約4億円前後ぐらいあるだろうと。それを今からどうするのかっていうことが、予算の査定の中での検討材料になってます。今のところそういう状況でございます。

議長（村山弘行議員） 8番渡邊美穂議員。

8番（渡邊美穂議員） 今、総務部長がおっしゃいましたように、不足分約4億2,000万円という数字ですが、これは本当に各課に対して大変な努力をお願いすることになると思います。しかし、同時にその不足分の4億2,000万円分の事業ができない、あるいは削減されるということは、市民生活にもそのまま直結し、市民にも我慢をお願いしなければなりません。また、私たち議員もそのことについてきちんと市民に説明する義務があります。また、この本年度の経常収支比率が、先ほど申し上げましたように、仮に96%などという数字まで悪化した場合、これをストップさせるための抜本的な改革を今行わなければ、貯蓄もない本市の状況では、最悪の場合、平成18年度には赤字再建団体に転落するという可能性が本当に高いと私は思います。

今回の12月議会の一般質問におきまして、私自身、男女共同参画の条例のこと、あるいはまちづくりのこと、ほかに質問したいことは本当にたくさんありましたが、特に来年度の予算編成に当たって、本当に今危機的な状況であるということを執行部の方にも再度、そして議員の方にも、皆さんにももう一度認識をしていただいて、今申し上げましたことを来年度の予算編成、予算策定に当たっては十分に考慮されるように強く申し上げておきたいと思っております。

そして、次にご回答いただきました各種団体への補助金についてですが、おっしゃいました

ように、納得のいく説明もなく補助金を打ち切られた団体も多く、市民の中には大変な不公平感を持っておられる方も少なくありません。

先日、会派で我孫子市を視察いたしました。ここでは、不公平にならないように、補助金を一たん全部廃止をいたしまして、各団体から新たに申請を出していただき、既得権などを排除するために、行政ではなく第三者機関によって査定を行うという方法をとっています。こういう方法はいかがでしょうか。

議長（村山弘行議員） 総務部長。

総務部長（平島鉄信） 私ども、まずやれることは、まず職員自ら汗を流して、そして努力をしていくべきだというふうに考えております。それで、平成14年度に部長で組織します補助金検討委員会なるものをつくっております、その中で補助金のあり方について検討をしてみました。その結果が、前回の議会でも言ったかと思いますが、120件ほどの補助金がございます。

補助金は4億円、あるいは十何億円ございますけども、水道に必ずやらなければいけない、下水でやらなければいけない投資的な経費がございますので、本当に自由裁量でできるものは120件ぐらいだろうというふうに考えております。その中で、約26件は削減すべきではないか、あるいは廃止すべきものもそのほかに20件あるんじゃないかということで、それをほぼ実現させております。これは、3年ごとに見直そうということで、平成14年度、平成15年度、平成16年度までこれでいこうというふうに考えておまして、福岡市の例が出ておりましたけども、福岡市の例で見ますと、約360件のうち約20件ぐらい廃止するというふうなのが新聞報道で出ておりましたけども、まず私たちは内部的な形でやろうと。

我孫子市の状況もございます。福岡市も初めて外部委託、外部の機関を行いまして、どういうメンバーになっているのかなということから今から調査しようと思ってるんですが、非常に難しいのは、だれが判定するかっていうことなんです。例えば、受益を受ける人、それから税金を納める一般の市民の考え方、それから利害関係にある方、例えば議員さんなんかというのは、どっかの団体をお世話している方であれば利害関係になります。その団体は受益を受ける方になります。何もいない方は一般市民になります。一般市民ばかりの公平なメンバーが集まればそれでいいんでしょうけども、メンバーによっては偏った査定になるというふうなこともございます。そういうことから、全国的に大きく広まってないのがそういうところで、しかもこれはかなりの政策的な意味合いがあるということもあります。そういうことから、私ども内部で努力できるものは努力していこうと。それでどうしてもできなければ、そういうふうな第三者機関の意見も聞く。あくまでも、これは意見を聞くだけになると思いますが、意見を聞いて、市長の判断を求めるとか、そういう形になるのかなというように考えておまして、この質問を受けて、おとといでしたか、福岡市の記事が出ましたので、早速その資料集めを今やっている状況でございますので、まずは自ら汗を流す。それがどうしてもできなければ、そういう今ご提案の第三者機関も一部入れた中での補助金の見直しと、そういうことも考えていきたい

というふうに考えています。

議長（村山弘行議員） 8番渡邊美穂議員。

8番（渡邊美穂議員） この我孫子市では、最初に第三者機関で査定をいたしまして、その救済措置というものがちゃんとありまして、そこで不採択になった団体について、その不採択に対して団体側がやはりそれでは困るという状況の場合は、行政と、その当事者である団体と市民を交えた公聴会を開きまして、そこで意見聴取を行いながら、市民の意見も入れながら、そこで再度判定を行うというような二段構えをとっております。こういったこともぜひご参考にされてみてはいかがでしょうかと思いますが、市民の皆さんが各種団体の中で熱意を持って様々なことに取り組んでおられる状況は理解しています。しかし、多くの市民の間に不公平感が生まれるようでは、その制度そのものに問題がある可能性があり、また財政面から考えても早急に対応しなければならぬと思います。今の太宰府市が3億円から4億円もの補助金を出せる状況なのか、さらに行政改革推進委員会の中でもこの補助金制度の問題点が指摘されておりました。このことも踏まえてぜひ対応されるようお願いをいたします。

1項目めは以上で終わります。

続いて、2項目めの回答をお願いします。

議長（村山弘行議員） 地域振興部長。

地域振興部長（石橋正直） 引き続きまして、2項目めの回答をいたします。

自転車は、道路交通法により軽車両として定めてあります。自転車で事故を起こし、他人を死亡させたりけがをさせたりした場合には、損害賠償という民事上の責任と交通事故に対する刑罰の刑事上の責任がございます。道路交通法違反として一時停止違反、歩行者通行妨害、信号無視、二人乗り、飲酒運転、夜間の無灯火運転、運転中の携帯電話使用などの刑事上の責任があり、刑罰には、懲役、禁錮、罰金、科料等がございます。

自転車におけます交通事故は、平成15年中の本市では117件と多く発生しております。特に、事故の発生している夕暮れ時と夜間の自転車事故を防止するためにも、筑紫野警察署、筑紫交通安全協会とも連携し、交通安全県民運動期間におきまして、夜間無灯火自転車指導を実施しております。実は、昨日も指導員の皆様に出させていただいて指導をしたところでございます。

次に、自転車の交通マナーにつきましては、自転車事故の抑止という観点からも、利用者のマナーやモラルの向上を目指し、交通安全指導員等による街頭啓発の実施や参加者が正しい乗り方などを学ぶ交通安全教室を開催いたしております。今後とも、自転車利用者のマナーやモラルの向上を交通安全運動における重点推進事項の一つとして、また道路交通法での責任等についても、関係機関、団体、学校とも連携を図り、広報等で周知に努めますとともに、交通安全教室、現場指導なども行ってまいりたいと考えております。

議長（村山弘行議員） 8番渡邊美穂議員。

8番（渡邊美穂議員） 学校側には、具体的にはどのような要望を出されているのかということ

と、もしその交通安全教室、それは一般市民向けに行うというふうに私は今理解をいたしましたけれども、そういった具体的な計画は今お持ちですか。

議長（村山弘行議員） 地域振興部長。

地域振興部長（石橋正直） 学校等につきましては、太宰府高校の通学時に指導をしたことがございます。

それから、安全教室については、基本的には小学生を対象に今まで実施しておりまして、夜間無灯火等が多いのは高校生が多いというような観点から、今後は高校等にも働きかけをして指導していきたいというふうに考えております。

議長（村山弘行議員） 8番渡邊美穂議員。

8番（渡邊美穂議員） もちろん、子どもたちの安全を守るためにそういったことはやっていただくのは非常に喜ばしいことですが、しかし先ほど冒頭私申し上げましたように、本当は模範にならなければならない大人の方の無灯火ですとか、あるいは片手運転というのも非常に多く見かけますが、そういった大人の方向けの何か交通指導、そういったご計画はお持ちでしょうか。

議長（村山弘行議員） 地域振興部長。

地域振興部長（石橋正直） 実際に、大人の自転車安全教室についても行っておりますけども、希望者がほとんどないという状況でございます。

議長（村山弘行議員） 8番渡邊美穂議員。

8番（渡邊美穂議員） 希望者がいない状況ではあるかもしれませんが、それはやはり各区にお願いするなり何なりいろんな方策はあると思いますけれども、例えばまず最初に市役所の職員からそれを始めるとか、それはもういろいろな方策をそれこそ考えていただきたいと私は思います。

先ほど、太宰府市内で昨年1年間で117件の自転車関連の事故が起きているというふうにご説明ありましたけども、福岡県内では昨年度8,700件以上の自転車による事故が起きておりまして、46名の方が死亡されて、8,750名の方がけがをされています。こういった状況が、これから何も対策を打たなければ、この数字は本当に増え続ける可能性があると思います。

大人に対しては、今のところ何の対策もないというのが現状かもしれませんが、それこそ担当課の方で本当にアイデアを出し合って、まず大人が子どもたちの模範になるような、そういった交通安全教室の開催を私は強く要望しておきます。

以上で終わります。

議長（村山弘行議員） 8番渡邊美穂議員の一般質問は終わりました。

次に、3番後藤邦晴議員の一般質問を許可します。

〔3番 後藤邦晴議員 登壇〕

3番（後藤邦晴議員） ただいま議長より質問の許可をいただきましたので、通告に従いまして障害者福祉について質問をさせていただきます。

昨年5月から、太宰府市役所玄関前で、障害者団体が横断幕を張り、マイクによる抗議、ビラ配布、カンパ活動などを行っていますが、私はもとより、来訪者にとっても、だれにとっても、決してよい光景ではありません。

以前、福祉課において経緯の説明をお尋ねしたことがありますので大方の流れは理解しておりますが、個人が特定される件については詳細にはお答えすることができないとのことでした。その後、何度か役所玄関前で抗議のビラを受け取り、そのたびに内容を見て、驚きと疑問がわいておりましたが、すぐにおさまるであろうと、ある意味軽視していたところであります。しかし、1年半経過しているにもかかわらずいまだにおさまる気配がないことから、今回項目を立てて質問し、検証させていただきたいと思います。

そもそも福祉においては、社会福祉法をはじめとし、いわゆる福祉六法に基づき、あらゆる福祉事業を展開することになっておりますが、福祉を行う者と福祉を受ける者が対等に信頼し合って進められるものでなければならないと思います。

そこで、まず1点目として、このような抗議行動に対して、本市の管理規定はどのようになっているのか、またその規定に基づき、どのような対処を行っているのかご説明ください。

次からは、配布ビラの中身に沿ってお尋ねします。

2点目として、支援費制度に関し、介護支給時間に限度を示した国、厚生労働省に対して、数度にわたり糾弾行動をしたとありますが、この介護支給時間の限度がどのようになっているのかご説明ください。

3点目として、支給時間が月に400時間以上必要な人がいるのに、財政が厳しいとの理由で160時間しか支給されていないということですが、現在要求されている400時間ではどのくらいの予算が必要なのか、また現状の160時間では幾らになっているのか、あわせて時間単価もお示しください。

4点目として、生活保護者の車の所有に対して、何の根拠もなく、財産とみなすから売れとか、名義を変えろとか、毎月メーターを点検させろなどとしつこいおどしや嫌がらせを重ねていると書かれています。おどしや嫌がらせは、行政として大きな問題であるにとらえておりますが、果たしてその実態はどうかご説明ください。

5点目として、このような支援費の要求に関する抗議行動について、太宰府市身体障害者福祉協会はどのような見解を示しているのか、情報があればご回答ください。

以上、1件5点にわたり検証を意図として質問させていただきましたので、明確なご回答をお願いいたします。あとは、自席にて再質問をさせていただきます。

議長（村山弘行議員） 総務部長。

総務部長（平島鉄信） まず、1点目ですけれども、太宰府市には太宰府市役所庁舎管理等に関する規則というのがございます。その第13条には、立ち入りの制限または禁止事項がございまして、ご指摘のとおり、座り込み、演説、その他喧騒にわたる行為をしてはならないというふうにございまして、その場合には、その行為を禁止または庁内から退去を命じることとなっております。

ります。ご指摘の団体についても、これに従って、その都度指導をいたしているところでございます。

議長（村山弘行議員） 健康福祉部次長。

健康福祉部次長（村尾昭子） 次に、2点目につきましては、基本的にこの支給時間とは、障害者が日々の生活の中で福祉支援が必要な時間ということとされていますが、平成15年度から施行されるに当たって、国は一定の支給時間の限度を一たん示しましたが、最終的には国は支給時間の上限は設定いたしませんでした。したがって、事実上支給時間の上限はなくなりました。

次に、3点目につきましては、支援費制度におけますサービス、いわゆるホームヘルプサービスは、大きく分けると、主に全身性障害者の身体を介護する身体介護と掃除、洗濯などを行う家事援助がございます。1時間の単価につきましては、身体介護が4,020円、家事援助が1,530円でございます。

ご質問の400時間と160時間の場合の予算額でございます。通常、身体介護と家事援助の併用利用となりますので、若干の相違はあるかと思いますが、まず400時間の場合は1か月当たり約136万円、年額では約1,632万円となります。また、160時間の場合は1か月当たり63万円、年額では約756万円となります。

次の4点目につきましては、生活保護法に基づき行われるもので、自動車保有の必要な方につきましては、一定の条件により認められております。例えば、通院など自家用車でのみ可能な方や、自営業で車が不可欠の方などで、その目的のためにのみ使用が認められております。この条件に該当しない場合は、自家用車の保有は認められないことになっております。

違反されている場合は、生活保護法第4条に基づき、資産の活用の要件について指導しておりますので、このことをおどしや嫌がらせととらえているのではないかと考えられます。

次に、5点目につきましては、協会としては、福祉に関する要望は多数お持ちですが、近年の本市の財政状況に配慮され、優先順位を設けて、毎年要望を行っておられます。そのような状況の中で、偏った福祉サービスは避けるべきであるとの見解でございます。

以上でございます。

議長（村山弘行議員） 3番後藤邦晴議員。

3番（後藤邦晴議員） 1件目についてですが、庁舎管理規定ではこのような抗議行動は認められていないということですが、執行部としてはどうも説明しづらいところがあるようですので、私の方から要望として申し上げさせていただきます。

役所の玄関先であるような抗議行動をされているのは、質問の中でも申し述べましたが、来訪者にとっても迷惑であるし、見ばえが非常に悪いと思います。また、あのようなマイクを使っている抗議ですので、ご近所の方もいい迷惑です。一日も早く解決策を見つけ出して、このようなことがないように、くれぐれもお願ひしたいと思います。

続いて、2点目についてご質問します。

支援費の上限に関しては、国が示すものなのでしょうか。市がすべて事務手続をするので、市に任せてもよいと思いますが、その点はいかがでしょうか。

議長（村山弘行議員） 健康福祉部次長。

健康福祉部次長（村尾昭子） あくまでも国が制定した制度ですから、市町村においては独自には上限の設定はできないということでございます。

議長（村山弘行議員） 3番後藤邦晴議員。

3番（後藤邦晴議員） 今の回答では上限なき制度、つまり天井知らずの事業を行っていることになります。市としては、一定の基準を設けて設定しないと、先ほどもいろんな予算が出てきましたけど、福祉予算はパンクすると思いますので、支援費制度に上限がなく、ほかの制度には上限があるのでは矛盾していると思いませんか。ほかにも障害者の方々はたくさんいらっしゃいます。その点はいかがでしょうか。

議長（村山弘行議員） 健康福祉部次長。

健康福祉部次長（村尾昭子） 市といたしましては、上限を定めることは制度上できませんが、ある一定の基準を定めて運営されている市町村もあるようでございます。

本市といたしましては、予算の範囲内で運営をさせていただいておりますけれども、これらの今申しましたような基準を定めているような市町村、そういったところも視野に入れながら、検討、研究してまいりたいというふうに思っております。

議長（村山弘行議員） 3番後藤邦晴議員。

3番（後藤邦晴議員） 今、基準という回答が出ましたけど、このチラシの中に、厚生労働省基準を超える介護を要する障害者しかじかと書かれていますが、この厚生労働省基準とはどのような基準になっているのか教えてください。

議長（村山弘行議員） 健康福祉部次長。

健康福祉部次長（村尾昭子） 国では一定の基準を定めておりまして、市町村に補助をするという制度を設けております。このことは、各種障害者の状況に合わせた、いわゆる補助基準でございます。この基準の範囲内の支給時間において、国は定めた割合の補助を行うということでございます。

議長（村山弘行議員） 3番後藤邦晴議員。

3番（後藤邦晴議員） 今おっしゃいました、その基準の範囲内の支給時間とは、具体的に何時間なのか教えていただけませんか。

議長（村山弘行議員） 健康福祉部次長。

健康福祉部次長（村尾昭子） 障害の種類によって異なりますけれども、身体障害者の介護の支給時間は125時間、知的障害者は30時間、視覚障害者は50時間となっております。

議長（村山弘行議員） 3番後藤邦晴議員。

3番（後藤邦晴議員） はい、わかりました。

今の基準を考えながら、次の質問に入りたいと思います。

3点目についてですが、このチラシですね。このチラシをかいつまんで読んでみますと、それでも少し長くなりますが、次のことが書かれております。これ以上の無理は命にかかわると医者に宣告されている仲間もいる。市に対して当然の要求をしていると。その要求は、朝の起床の着がえ、洗顔、トイレ、朝食の準備、朝食、昼食の準備、昼食、掃除、洗濯、夕方の買い物、夕食準備、夕食、片づけ、ふろ、歯磨き、就寝中の寝返りなどの介護が必要と書かれています。これは、本当大変なことだと思います。このように、ご自分で何もできない障害者の方に、特に命にかかわると宣告された障害者をなぜすべて整った24時間介護の病院などに入れてあげないんだろうかと思えます。憤りを感じておりますが、その点いかがでしょうか。

議長（村山弘行議員） 健康福祉部次長。

健康福祉部次長（村尾昭子） 支援費制度におきましては、地域福祉が基本となっております。在宅での生活を望まれる方や病院などの施設で生活を望まれる方がおられますが、このことを当事者あるいは保護者が選択できる制度となっております。したがって、支援は、ご本人の意思によって変わってくるものでございます。自己選択を尊重するという制度になっております。

議長（村山弘行議員） 3番後藤邦晴議員。

3番（後藤邦晴議員） それでは、このチラシに書かれておる、命にかかわると医者に宣告された人、そのような人もそうなんでしょうか。

議長（村山弘行議員） 健康福祉部次長。

健康福祉部次長（村尾昭子） そのとおりでございます。ただし、当事者との相談の中におきまして、必要に応じて医師との相談を進めているケースも現実にはございます。

議長（村山弘行議員） 3番後藤邦晴議員。

3番（後藤邦晴議員） わかりました。

次に、予算の件ですが、先ほど言われました400時間で年間約1,632万円の介護料がかかるという計算になります。まして、このチラシに書かれていますように400時間以上必要だと書かれておりますが、そうなると約2,000万円ぐらいの予算にもなりかねません。それも1人当たり毎年の金額になります。そのような福祉を税金を納めている市民の方が認めるかどうかちょっと疑問に思うんですけど、制度上に問題があると感じていますので、この問題は県などと十分協議して対処されるよう要望いたしまして、回答は要りません。

続いて、4点目についてですが、福祉に関してはいろいろなケースがあります。聞く方もいろいろ大変なんですけど、このチラシを見る限りでは、この方は生活保護も受給されているんじゃないかと思うんですけど、それに対して、まして命にかかわるような生活をされている方に対して、その扶養義務者の方は何をされているのか、またその調査もされているかどうかお尋ねしたいんですけど。

議長（村山弘行議員） 健康福祉部次長。

健康福祉部次長（村尾昭子） 個人が特定されることにつきましてはお答えできかねますが、一

般的には生活保護法の規定に基づきまして、それぞれ扶養義務者の調査を行っております。その中で、扶養義務者につきましては、身の回りのお世話や金銭面などの援助の指導もいたしているところでございます。

議長（村山弘行議員） 3番後藤邦晴議員。

3番（後藤邦晴議員） わかりました。

自家用車の保有の方ですが、限られた条件により認めるということですが、違反したときの行政指導で、先ほど言いましたように、おどしや嫌がらせであってはならないと思います。また、そのようにとらえられてもいけないと思いますが、ここにあるこのチラシでは、抗議文でありますのでその表現がどうであるかは大方の検討はつきますけど、やはりルールはルール。守り守られて、厳しく対応していかなければなりませんので、今後におきましても公平に対処をしていただくようお願いをいたします。

続きまして、5点目についてですが、本市の身体障害者福祉協会のご見解を聞きました。ある意味安心しましたけども、私の考え方を述べさせていただきます。

福祉、特に支援費についてです。

時間単価もかなり高額なことから、慎重に支給時間を決定されなければならないと思います。また、今の生活では命にかかわると医者に宣告されておられる方々が安心して治療に専念できるように、24時間体制の設備が整った施設に入れるような手だても必要ではないかと考えます。このようなことが支援費の支給時間の偏りや当事者の不満の解消にもつながるものではないかと思えます。今後の課題としても、支給時間の調整のあり方、あるいは国の補助を加味した市独自の基準づくり、福祉予算の公平な利用配分が急務であると思えます。特定の人が優遇されるような施策は慎むべきだと思います。

最後に、支援費制度の予算配分などのあり方に対しまして、市長のお考えがございましたらお聞きしたいと思いますけど、よろしくお願いします。

議長（村山弘行議員） 市長。

市長（佐藤善郎） 本市行政の中におきましても福祉を進めること、これは大切な行政の任務だと思っておりますが、ただいまいろいろ述べられましたように、障害者支援費の制度でございますが、これは平成15年度から現在施行されております。手続等につきましては、いろいろ今次長が申しましたような支給量を決定いたしておるところでございますが、国の上限の制度を定めてない等々の問題等がございますが、一定時間の交付の基準等につきましては設定されておるところでございます。したがって、この基準を超える場合等々につきましては市町村の負担となるわけでございます。近年の厳しい財政事情の中で、市内在住のすべての障害者に対します福祉サービスを提供しなければならないわけでございまして、本市といたしましても、先ほど申した身体障害者福祉協会が申されておりますように、偏ったサービスは避けていかなければならないと、このように考えております。

議長（村山弘行議員） 3番後藤邦晴議員。

3番（後藤邦晴議員） ありがとうございます。

以上をもちまして私の質問を終わります。

議長（村山弘行議員） 3番後藤邦晴議員の一般質問は終わりました。

ここで11時15分まで休憩いたします。

休憩 午前10時58分

~~~~~

再開 午前11時15分

議長（村山弘行議員） 休憩前に引き続き会議を開きます。

次に、10番安部啓治議員の一般質問を許可します。

〔10番 安部啓治議員 登壇〕

10番（安部啓治議員） それでは、ただいま議長より質問の許可がありましたので、私の一般質問を始めさせていただきます。

去る10月27日に、ロシアが京都議定書批准法案を可決したことで、いよいよ来年2月の発効が決定され、日本が約束した温室効果ガスの1990年の数値比で6%削減の実現に向け、いよいよ具体的な対策が打ち出されてくると思われまます。企業への温室効果ガス排出量の報告、公表制度など、また昨今議論が高まっている環境税導入の是非もその一つであります。

今年度、政府の地球温暖化対策予算は約1兆2,500億円ですが、それだけ投入しても温室効果ガス排出目標量で2003年度は14%オーバーとなっています。今後、相当厳しい取り組みが必要になってくるでしょう。当然、地方自治体としても、その一翼を担って努力しなければいけないわけですが、現在本市が取り組んでいる第2次環境基本計画の中から、今回はごみの減量、特に買い物ビニール袋とトレーの減量対策について及び自然エネルギーの中でも太陽光発電、風力発電の利用についての考え方を質問したいと思います。

ごみの減量に関しては水俣市が進んでおり、一部紹介しますと、分別は実に21種類に及ぶそうです。この市は、過去10年の人口は約3,000人の減少にもかかわらず、平成11年までごみの量は年々増加傾向だったが、ごみ減量女性会議の活動やエコショップの誕生により、市民のごみ分別に対する意識が高まったことにより、平成11年を境に翌年には燃やせるごみで543t、平成13年でさらに159tと減少に転化し、大きな効果を上げています。

また、行政の取り組みの一部ですが環境マイスター認定制度、これは環境に優しいものをつくっている人に対して認定するものです。あるいはエコショップ認定制度、これは買い物袋を持っていくとポイントをもらえる店や、環境に優しい商品を置いている店に与えられるものです。このような認定制度も弾みになっているようです。また、全世帯に対して、布製買い物袋を無料配布してマイバッグ運動にも取り組んでいます。

次に、トレーについても先進地の高知市をモデルに、消費者と一部小売業者との間で廃止協定が結ばれ、現在65品目について実現し、今後さらに35品目について検討されるようです。本市においても取り組む考えはございませんか、伺います。



省エネ診断を市庁舎、中央公民館、図書館、いきいき情報センターについて受けました。その結果が出ましたが、本市ではこれまで既に独自に省エネの取り組みをしておりましたので、現施設利用の中でのさらなる省エネ効果はそれほど大きくないものとのことをごさいます。もちろん、蛍光灯を省エネタイプのものにかえるとか、夜間はエレベーターの電源を切るとか、省エネを進める余地は確かにごさいます。

次に、太陽光発電、風力発電の利用についてごさいます。太陽光発電システムにつきましては、本年10月開館しました太宰府館に30kW毎時のものをつけております。風力発電につきましては、場所的な制約や技術的な課題も多いようですが、国が民生用の小型風力発電システムを含め、助成制度を設けましたので、これが地球温暖化対策地域協議会を通じての支援措置となっておりますため、まず協議会づくりの検討を進めてまいります。これら発電システムの導入は、今後の市の公共施設の新設、増改築などに合わせて、費用対効果も図りながら進めてまいりたいと存じます。

以上ごさいます。

議長（村山弘行議員） 10番安部啓治議員。

10番（安部啓治議員） 1点目の買い物袋についてごさいますけど、私も先日個人的に二、三、店舗に参りまして調査してまいりましたけども、ある店では月に約1万枚使用するそうで、1枚が大体5円から15円コストがかかるそうです。当面の目標としては、月に1,000枚削減したいということで、この店はその店のカードによるポイント還元という形で買い物客にメリットを与えている状況ごさいます。他店では、店長さんにお話聞きましたところ、やはりおっしゃるように万引き対策ができ、今後行政等の要請があれば、協力するにはやぶさかではないとおっしゃっておられます。この輪を、今現在太宰府では市内に大学生で組織される太宰府連盟だとか、これはリサイクル運動なんかやっている団体ごさいますよね。それで、事業者ではエコワークネットの会とか消費者の会だとか、そういういろんな団体があるわけですが、そういう団体にも協力を要請してですね、過去行政でも何年間か500枚程度ずつですか、買い物袋を無料で配ったような実績があるようごさいますけど、後の利用状況についての追跡調査とかはやっておられないと思うんです。実際に、私らも買い物行っても結構ですという声を余り聞かないんですよ。だから、実際に現場でそういうふうに使ってもらうような方向に、少しずつでもその輪を大きくしていくような方向で努力してもらいたいと思っておるわけですが、いかがでしょうか。

議長（村山弘行議員） 市民生活部長。

市民生活部長（関岡 勉） ただいま申されてるように非常に重要なことだというふうに思っております。できるだけそういう形でご利用いただくように関係機関、いろんなところで普及活動を進めたいと思っておりますのでよろしくごさいます。

以上ごさいます。

議長（村山弘行議員） 10番安部啓治議員。

10番（安部啓治議員） トレーについてもですが、私がざっと見た感じでは野菜、惣菜類の一部、例えば長芋だとかレンコンだとかカキなど省略できる品目が何点かあるわけですね。水俣市さんの場合の件数は、ちょっと現実にはもう省略されている部分が大多数でございます。じゃあ今現場はどうかなというところで、私がざっと見たところでは余りはないんですけども、1点でも2点でも減らすことに価値があるわけで、これはいろんな団体なりで調査していただいて、これは可能じゃないかなという部分がありましたら、業者さんとしてももう経営上ですね、コストダウンしなければいけないという状況になっておりまして、各店舗、それからグループのある会社はグループ内でも検討、研究しておる状況でございますので、こちらが提言してですね、協力依頼すればできるだろうとおっしゃっておりますので、後は市民の方にそういう意識を高めていただいて、あわせて協力しようというような方向にですね、持っていけたら効果が上がるんじゃないかと思っております。今までは、各店舗やら学校に回収ボックス置かれてですね、白色トレーだとかペットボトルの回収やっておられるようですが、今後はですね、一歩前進してリデュース、減量に向かってですね、努力せにやいかんのじゃないかと思っておりますよ。

それでは、ちょっと話が過去の部分になりますけども、本市がかって生ごみ減量的手段としてコンポストに対して、各家庭に置く生ごみの減量対策としてですね、補助を出した部分でございますけど、この助成金交付等積極的に取り組んできたわけですが、その後各家庭での活用が余りかんばしくないのではないかと。私が散歩しておっても、庭先に転がされた状態で、果たして利用されているのかどうかというような状況でございますが、その後この利用度に関しての追跡調査はされておりますでしょうか。

議長（村山弘行議員） 市民生活部長。

市民生活部長（関岡 勉） 今、ご指摘のコンポストの件でございますが、ちょっと過去さかのぼりますが、平成4年から平成9年の間に補助をしまして、今おっしゃっているようにごみの減量の部分として取り組みまして、その平成4年度から平成9年度までの補助の間5,311件の利用があったというふう実績があるようでございます。

それで、平成12年度に利用者の一部にアンケート調査をしたという実績がございますが、その後は平成13年から現行の生ごみ処理機の購入の補助に切りかわってきたという経過がございまして、ご指摘のようなコンポストがその後の、平成13年度以降の部分についての調査はし切っておりません。

以上でございます。

議長（村山弘行議員） 10番安部啓治議員。

10番（安部啓治議員） かって、今電気製品による生ごみ処理機に補助が出るようになった経過は私も知っておりますけども、あくまで電気製品である以上は電気消費するわけですね、こういうふうな自然のバイオの力による生ごみの減量という部分は相当効果が高いわけで、やっぱりこの際見直してもらってですね、もう一度利用度を高めるような方向でですね、検討し

てもらいたいと思います。

この件については要望して、次に省エネセンターによるビルの診断を受けたということですが、先ほど10月に開館した太宰府館についても1時間に30kWの発電設備がされ、これ2,000万円ぐらいかかったんですかね。その他の公共的な設備での採用状況、また今後の予定等はございますでしょうか。

議長（村山弘行議員） 市民生活部長。

市民生活部長（関岡 勉） 先ほどご答弁申し上げましたが、現在のところ、今年10月にオープンしました太宰府館に太陽光発電システムを備えつけておりますが、今後そうした大きな施設相当の建設がありました場合につきましては、この太宰府館での状況等も見ながら考えさせていただきたいというふうに思っております。

以上でございます。

議長（村山弘行議員） 10番安部啓治議員。

10番（安部啓治議員） 今回の風力発電についてでございますけど、風力発電といえば丘の上なんかには建つとる大きなプロペラがついて回るとる発電機を想像される方が多いと思いますけども、現在大容量の発電に関してはその形式が多いんですけども、ある会社が開発した小型のものは筒型で、わかりやすくイメージできる部分は、ちょうちんなんかで走馬灯がついてくるくる回るとるああいう形式ですね、場所も余りとらないし、当然発電量も低いんですけど、今まで発電が不可能だと言われておりました毎秒3m、これ木の葉が揺らぐ程度です。それでも発電できるというぐあいに技術が開発されまして可能になったわけでございます。これは料金も30万円弱で非常に手ごろでございます。今後一般家庭にも普及するであろうと言われております。これを一部でも補助電源に使うことで、市民へのPR、今後の自然エネルギーとの取り組みに対する研究の基礎になると思うのですが、まず近い将来学校等とかそういう場所で採用されるような考えはございませんでしょうか。

議長（村山弘行議員） 市民生活部長。

市民生活部長（関岡 勉） 先ほど来から出ております小型風力発電システムでございますが、現在助成制度が設けられつつあるということでございますので、こうしたものを推移を見ながらですね、今ご指摘されているような部分でそういうものの設置がより効果的であろうということになりました段階に、そういうものについてご検討させていただきということで、よろしくお願ひしたいと思います。

以上です。

議長（村山弘行議員） 10番安部啓治議員。

10番（安部啓治議員） ぜひ前向きに検討されてください。

最後に、環境基本計画の中で緑化による環境汚染防止の項目がございますけど、道路のグリーンベルトや公園の植樹についてでございますけど、ヒマラヤ桜という木があるのをご存じでしょうか。これは、各課にまたがる部分がございますので答弁は求めませんけど、11月下旬か

ら12月に咲きまして、ソメイヨシノに負けない豪華な花が咲きます。虫害がほとんどなく、二酸化炭素の同化吸収機能が高く、ソメイヨシノの1.5倍、クスノキの約2倍、二酸化窒素につきましては同約6倍と8倍強もあり、剪定が可能ですね、特に「桜切るばか梅切らぬばか」と言いますが、これは剪定しっかり切っても大丈夫という木でございまして、剪定枝はチップとしてですね、くん製材として再利用できるすぐれものでございます。

今後は、このような環境浄化木の利用もぜひ考えていただきたいと、以上要望して私の一般質問を終わります。ありがとうございました。

議長（村山弘行議員） 10番安部啓治議員の一般質問は終わりました。

次に、4番橋本健議員の一般質問を許可します。

〔4番 橋本健議員 登壇〕

4番（橋本 健議員） ただいま議長より一般質問の許可をいただきましたので、通告書記載の2項目について質問をさせていただきます。

まず1項目めは、青少年育成市民の会についてお尋ねいたします。昨年10月に市民の会本部の事務局より実施されました市民の会支部活動状況アンケートの協議結果につきまして、やっと今年の10月の支部長会で報告がなされました。報告書を拝見させていただきました。あえて苦言を呈しますが、結論から申し上げますと余りにも消極的な意見が多いことと、意識のずれを感じ、ただただ残念でなりません。桑野会長によるご提案で、6名のメンバーから成る支部アンケート検討委員会を立ち上げられ、今年の3月から毎月1回の検討委員会を開催、支部組織の問題点を検討し協議されました。

その中で問題点として、まず青少年育成については、ほとんどの支部が子ども会に頼っている、また支部長が区長の兼任している区の現状は、事務量が多くて、結局は子ども会にお任せになっている、あるいは区の行事そのものが子どもを中心としたイベントを行っているので、改めて青少年育成市民の会としてやる必要はないのではないかといったことが挙げられております。また、44の行政区全部が入っていればいいが半分しか入っていない、支部を廃止する方向でいった方がいいのではないか。そして、区イコール支部と名前を変えるといった意見が出され、その後、会合を重ねられた検討委員会協議の結果、現在24の支部があるが、青少年育成市民の会のさらなる活性化をするため解散をし、支部イコール区として行政区で考える。また、現在全区長は青少年育成市民の会の組織メンバーであり、今後支部をなくして区とする。さらに、現在区の行事はどこも子ども中心に行われているが、別に市民の会の活動をするとなると負担になり、区の行事自体が市民の会の青少年健全育成になるものなので、新たな負担を強いるものではないといった報告内容になっております。

ここで、結果報告について私の意見を申し述べさせていただきますと、まず一点目は、これまで組織が機能せず、24支部中2支部ほどしか活動がなかった原因は、区長が支部長兼任であった点にあると思います。区長は区の予算や事業計画、区民からの相談など多忙です。兼任は荷が重く、したがって支部長の専任化を実施すべきだったのではないかと思います。

2点目は、本部と支部との交流がなく、情報交換会や懇談会を設けず、横の連携が希薄であったこと。

そして3点目は、子ども会の活動も不可欠ではありますが、子ども会はあくまでも対象が小学生までであり、今後は13歳から19歳までの青少年を対象とした取り組みを、支部あるいは本部で真剣に議論すべき時期に来ていると考えます。特に、地域における中学生を対象とした導き、仕組みづくりといった対策を講じていく必要があることは言うまでもありません。つい先ごろの、19歳の両親の寝込みを襲った鉄アレイによる殺人事件を思い返してください。事件はこれだけじゃあなく、ひっきりなしです。今の日本の実態をよく見ていただきたい。これだけ青少年の問題が社会問題になっている現状をしっかりと認識し、大人が積極的にかかわりを持ち、将来の日本あるいは太宰府を担う子どもたちを健やかに育てることが我々の大人の務めではないでしょうか。

市民の会会則には、青少年問題の重要性にかんがみ、地域住民の総意を結集し、青少年の健全な育成を図ることを目的とするとうたっております。原点に返って、子どもたちの置かれた環境を直視し、5年、10年先を見越した歯どめの対策を講じるためにも、支部組織の見直しと青少年健全育成のあり方を再度ご検討いただきたいと存じます。

そこでお尋ねいたします。

支部イコール区にしたらいというお考えのようですが、結局支部長を専任化しない限り根本的な解決は得られず、またもとの状態のままで組織が活気を呈することはないと断言できます。要は、活性化するためにどのような組織の再編をお考えになっておられるのか、ご意見をお聞かせください。

次に、2項目めのごみの不法投棄についてお伺いいたします。つい先日、新聞に筑紫野市と那珂川町の県道沿線の森林6か所に不法投棄されたソファ、ベッド、家具、テレビ、洗濯機などの家電製品が4トトラック13台、2トトラック2台分の廃棄物を約60人で撤去したという記事が掲載されておりました。事業所、個人に限らず、自治体泣かせの不屈者は至るところに存在しているようです。平成13年4月に家電リサイクル法が施行され、処理手数料制の導入により粗大ごみなどの不法投棄の増加が見られるようです。不法投棄は、廃棄物の処理及び清掃に関する法律第25条で1,000万円以下の罰金または5年以下の懲役もしくはその両方など、重い罰則が科せられる犯罪行為であります。捨てた者がわからない場合、土地の所有者や管理者は、むだな労力や費用を負担しなければならず、踏んだりけったりです。不法投棄は、地域の公園、河川、空き地や山林などの美観を損ない、自然環境破壊につながり、生活環境までも悪化させます。こういった一部の日本人による公共心の乏しさから、不法投棄で頭を抱える自治体は多いのが実情です。撤去しては投棄されるというイタチごっこの傾向にあるようですが、本市において不法投棄の現状と監視体制が万全かどうか、その対策についてお聞かせください。

以上2項目につきまして件名ごとのご答弁をお願いいたします。再質問は自席にてさせてい

ただきますので、どうぞよろしくお願ひ申し上げます。

議長（村山弘行議員） 教育部長。

教育部長（松永栄人） 1点目の青少年育成市民の会についてご答弁を申し上げます。

青少年育成市民の会は、ご存じのとおり外郭団体でございます。自主運営が行われている団体組織のため、会長より事情をお聞きいたしましたのでご報告申し上げます。

支部アンケート検討委員会の最終報告を、10月19日支部長会におきまして報告がなされ、支部検討委員会としての役割を終えることができました。がしかし、一部の支部長からは、市民の会の組織について問題の提起がなされております。このことを受けまして、会長私案としまして、支部組織の改編が考えられております。次回の運営委員会におきまして、会長私案が提案をされ、支部組織の見直しを前提として、何らかの形で検討される委員会が組織をされ、明日の太宰府を担う子どもたちのための組織づくりが検討されると伺っております。今後も市民の会との連携を図りながら、青少年の健全育成に努めてまいりたいと思っております。

以上です。

議長（村山弘行議員） 4番橋本健議員。

4番（橋本 健議員） ただいまご答弁いただきましたけども、支部組織改編見直しということで、私が伺ったところによりますとですね、校区単位とかあるいは、校区単位といいますか小学校区単位、あるいは中学校単位でつくったらどうかという案を聞いておりますが、その辺いかがでしょうか。

議長（村山弘行議員） 教育部長。

教育部長（松永栄人） 先ほどご答弁申し上げましたとおり、支部組織の改編を検討する委員会が組織される予定と聞いております。組織の見直しを行う中で、支部長専任制についても検討されると思っております。

議長（村山弘行議員） 4番橋本健議員。

4番（橋本 健議員） わかりました。

私はあくまでも行政区単位と、こういう考えを持っておりまして、行政区単位にした方が将来的にもより活動しやすいのではないかとこのように考えております。やはり行政区単位を核とした活動ですね、その方が区単位の方が連帯感が生まれ、結束力も高まり、取り組み意欲も強固になるはずで。

再度お伺いします。支部組織見直しのスタートとして、支部長専任制の導入に熱意を持って各行政区に訴えていただく努力をぜひやっていただきたいと思いますと思うのですが、いかがでしょうか。

議長（村山弘行議員） 教育部長。

教育部長（松永栄人） 最初の答弁の中で申し上げましたとおり、市民の会が外郭団体であるということでございますので、事務局としましては、ただいまご意見いただいたことをお伝えしたいと思ひます。

議長（村山弘行議員） 4番橋本健議員。

4番（橋本 健議員） では、再質問、2点目に入らせていただきますけども、やはり地についた活動を目指すということであれば、先ほども申しましたように各行政区単位の支部組織の見直し、こういった形で進めていただきたいと思います。今、問題点としては、区長さんが兼務されているということで、非常に組織が機能してないわけでありまして、その区長さんを解放していただきまして支部長専任にすれば、横の連携も容易に図れると思います。本部の働きかけで、懇談会並びに意見交換会など、新たな展開が生まれてまいります。支部長専任を一度にとは申しませんが、少しずつですね、増やしていただく努力をしていただきたいと思います。その中で、意見交換会の招集をかけていただくなりまして、出席者が少なくても少しずつ広がりが出てくれば結構だと思います。意欲がある支部がとりあえず年3回程度の意見交換会など、ぜひ実施をしていただきたいと思いますと思っておりますが、どのようにお考えでしょうか。

議長（村山弘行議員） 教育部長。

教育部長（松永栄人） 支部長の専任化あるいは情報交換会や懇談会のご提案につきましては、大変貴重なご意見というふうに思います。これもあわせて伝えていきたいと思いますので、ご理解いただきたいと思います。

議長（村山弘行議員） 4番橋本健議員。

4番（橋本 健議員） いずれにしても、今後は本部の方がしっかりとリーダーシップを発揮していただいて、支部との意思疎通を図り、それから活性化のために横の連携に力を注いでいただけることを重ねてお願い申し上げます。そういった、もし意見交換会という場が設定されましたら、本市の青少年育成の問題点とかですね、それから少年非行の実態などを議題にし、話し合いを進めていったらいいのではないのでしょうか。

恐れ入りますが、ここで提出資料をご覧くださいと思います。これ、筑紫野警察署に私、出向きまして、青少年課の課長さんといろいろお話をさせていただきました。その中で少年非行の実態ということで、資料の中から私なりにまとめてみました。

少年非行の概況ということでありますが、犯罪少年、これは14歳から19歳までの少年です。それから2段目の触法少年というのは、14歳未満ですから13歳以下となっております。この2つが刑法犯少年ということでございますが、下の注釈にございますように、刑法犯少年とは強盗、窃盗、放火、傷害、恐喝など、もちろん殺人も含まれます、刑法に規定する罪を犯した少年、また特別法犯少年といいますのは、要するにシンナーや覚せい剤など薬物乱用による刑法、交通法令以外の刑罰法令に規定する罪を犯した少年ということですね。要するに薬物、今、そういう少年が出てきておりますけれども、そういった少年です。それから不良行為少年、これは飲酒、喫煙、深夜徘徊、家出など、自己または他人の特性を害する行為をしている少年ということです。

この1番の表で注目していただきたいのは、平成14年度と平成15年度の比較でございます。刑法犯の少年の小計をご覧くださいと思います。平成11年から656人、514人、424人、

643人。平成14年と平成15年度の比較でございますが、643人から昨年度、平成15年度は1,140名。1,140人の子が逮捕されたということでございます。前年比177.3%。特別法犯少年もですね、30人から46人。それから不良行為少年、これが2,722人から5,410人、198.8%です、前年比。合計しますと、平成14年度が3,395人から6,596人という、前年比194.3%、このように倍に膨れ上がっているわけですね。この実態をよく考えていただきたいと、こういうふうに私は思っております。

2番に移らせていただきますが、刑法犯少年、この年度別を今度は地区別に、要するに住んでいるところ、住居地別の人数のデータでございます。那珂川町、筑紫野市、大野城市、春日市、太宰府市でございますが、これもやっぱり平成14年と平成15年度で比較していただきたいと思えます。一応太宰府市を見ますと、91人から127人と逮捕者が、前年比139.6%。他市と比べますと一番低いですね。那珂川から春日市まで、ほとんど倍に膨れ上がって増加しているんですが、太宰府市だけは139.6%という前年比でございます。

それから、管外というのは、これは例えば福岡市の子たちがこの4市1町に来て犯罪を犯すということでございます。この合計の平成15年度の1,140人とプラス特別法犯少年、要するに薬物乱用の子をプラスしたのが3の表でございます。これは、平成15年度だけで学職別と住居地別に人数をまとめてあります。やっぱり小学生、中学生、高校生、大学生、それから有職者、無職となっておりますが、ここで注目していただきたいのは、中学生、高校生の数がどこの市も多いということですね。特に太宰府市におきましては、合計で129人。全体の合計が1,186名逮捕されているわけですが、この中で、太宰府市の占める割合は10.9%。あとは見ていただいたらおわかりと思いますが、大野城市が20.2%、春日市が21.2%となっております。ここでは、やはり太宰府が非常に低い、非常についてということはないんですが、低いということは、これは補導連絡協議会の方々が非常に活躍をいただいているという結果ではなからうかと思っております。

この資料をご覧になって、皆様どのようにお感じになりましたでしょうか。このような深刻な現実に目を向け、歯どめをかけるためにも、地域の大人が立ち上がり、5年ないし10年を見据えた青少年育成市民の会の活動が必要であります。将来を担う子どもたちが危ないんだという危機感を各行政区に強く私は訴えたいと思えます。

ところで、去る12月9日の定例会、すなわち運営委員会にお呼びいただき、青葉台支部の組織と活動状況について説明をさせていただく機会を得ましたことに感謝申し上げます。この場をおかりしまして厚く御礼申し上げます。

3点目の質問に入らせていただきますが、現在、青葉台支部では、構成メンバー10名で運営しております。任期は1年で、各同好会やサークルから1名の代表を出し、年度初めの定例会において支部長、副支部長、書記、会計の四役を決めます。組織づくりの方法はほかにもいろいろあるかと思いますが、いずれにしても今後本部の方々が中心となり、組織編成のノウハウを専任支部長不在の行政区に情報発信とご指導をいただくことは可能でございませうか。

議長（村山弘行議員） 教育部長。

教育部長（松永栄人） 市民の会の運営委員会につきましては、参加団体17団体より選出がされ、会議、事業等のときだけ市民の会運営委員として参加をしているという状況でございます。その運営委員が出向き、支部の未結成の行政区に対して、組織編成のノウハウの指導などを行うことは困難性があると思います。また、そのような学習会等を実施したこともありませので、現在の段階では困難性があるというふうに向っております。

議長（村山弘行議員） 4番橋本健議員。

4番（橋本 健議員） とにかく私としましては、やっていただきたいと思っておりますので、ぜひご検討いただきたいと思っております。よろしく願いいたします。

青葉台の活動がベストとは申しませんが、活動されてない他支部において、少しでも参考になればですね、お手伝いをさせていただきたいと思っております。支部アンケートの中身におきまして、子ども会活動で十分という意見が大多数を占めておりましたが、ターゲットは先ほどの資料でもおわかりのように、やっぱり中高生なんです。その中でも特に中学生、大人のまねをして、背伸びをしたがる年ごろの子どもたちを、いかにまちの行事に引っ張り込むか。さらに、継続的な活動と実践によって、揺れる子どもたちに対し、我々大人がいかに正しい導きをしてやるかが大切だと思います。昨年9月議会でも申し上げましたが、青葉台支部では毎週土曜日の生放送による巡回パトロールを実施しております。早いもので今月で1年5か月目を迎えました。住民の方にも大変喜ばれ、小学生、中学生、大人の計5名のチーム編成で、マイクを通して今月はあいさつ推進、来月はマナーアップ推進とテーマを変えながら、それぞれが気持ちを込めて呼びかけております。これまで大人とともに多くの小学生や中学生、高校生が参加してくれました。毎年の定期的なイベントも大切ですが、やはり継続した活動の中で、大人同士または大人と子どもが顔見知りになり、親近感が生まれ、学校の行き帰りに出会ったときあいさつをしてくれるようになりました。こういった当然のことができない社会になりつつある時代だからこそ、子どもによる恐ろしい事件が起きるのではないのでしょうか。

11月28日、中央公民館での家庭教育講演会は、津屋崎病院副院長の森崇さんが心療内科のこれまでの患者さんやご家族の方から学んでこられた体験をもとに話され、非常にすばらしい講演内容でございました。家庭の中で、今当たり前のことができていない家族が多いと。それは何かと申しますと、朝起きたらおはようございます、いただきます、行ってきます、行ってらっしゃい、ただいま、お帰りなさいという基本的な、当たり前の礼儀作法が欠如してきていると指摘されました。また、心と体のふれあい、つまり心身のふれあいができている人は、犯罪などを起こさないという言葉が非常に印象的でした。人とのふれあいを避ける引きこもり、この日本では引きこもり人口は160万人とも言われております。引きこもりにとって居場所を追われることは、自分の存在価値や生きる意味を失うことに等しいと評論家の方の意見が掲載されておりました。今後は、あらゆる角度から何らかの対策を講じていかなければ、少年犯罪は増加の一途をたどることは間違いありません。したがって、基本的な家族のあり方の

啓蒙教育もさることながら、これからは、なお一層地域の大人が関心を持ち、子どもの育成の手助けが必要不可欠であります。福岡県青少年育成県民会議では、大人が変われば子どもも変わるをテーマに県民運動に力を注いでいます。また、アンビシャス運動もその一環であります。太宰府市におきましても、自分たちのまちは自分たちで守るという強い信念で、各行政区の支部長が積極的に集い、知恵と工夫を凝らし、子どもの育成を通して大人同士のきずなを深めていけたら若い人材も育ち、明るい未来が開かれることも夢ではないと確信しております。

最後の質問になりますけれども、教育長にお尋ねをいたします。つい最近、奈良市で小学校1年生有山楓ちゃんが下校途中に誘拐され、殺害されるという事件がございました。まだ犯人は捕まっておりますが、かつて隣の春日市では、古川麻衣ちゃん事件がありました。こうした猟奇的な事件が起きるたびに心が痛む思いです。青葉台支部におきましても、児童の通学の行き帰りに要所要所に立ち、声かけあいさつをしてほしいという依頼がっております。この件について、市民の会青葉台支部としましては、今後の検討課題ではありますが、こうした事件の再発防止に向け、これまで教育現場を預かってこられました体験からどう対処すればよいのか、参考までにご意見をお聞かせ願えれば幸いです。よろしく願いいたします。

議長（村山弘行議員） 教育長。

教育長（關 敏治） 今度の奈良のような事件を完全に封ずるということは、ある面では難しさもあるんじゃないかと思いますが、できるだけやっぱりなくなるようなふうにならざるに努力していく、そういうふうな中で、特に地域の教育力といいましょうか、地域にお願いしたいということで、私の体験をということでございますので、失礼でございますけど少し時間をとらせていただきたいと思います。

教育は学校・家庭・地域という三者の話をよくするわけでございますけれども、その中で学校と家庭は一応大人の目が届いているという状況ですが、地域というところはなかなか目が届いているか届いていないか、学校からとらえにくいという現実があるのが一つでございます。

また、このごろは一人の子どもさんに対して関心を持つ大人というのが、昔に比べると随分少なくなったと。昔でしたら親戚のおじさん、おばさんといいましょうか、それから地域の方々も、あんたはどこの子どもねということを知ってある方が多ございましたけれども、今は親子とか先生という、または部活動とかそういうところの知り合いしか少ないんじゃないかと、そういうふうな地域というところは見えにくいということ。それから、子どもさんへの関心、かかわる人数が少なくなったというようなことから、特に地域の方々には、子どもさんに関心を持っていただきたいと。いいことばかりじゃないと思います。マナーが悪いとか服装が悪いというような苦情の電話も私受けましたけれども、それも関心の一つのあらわれではないかと思います。とにかく関心を持っていただきたい。その中で、先ほども出ましたようなあいさつ運動なんかしていただくのは非常にありがたいことだと思います。今言われました学校でも教員とか、地域の方々に標語を求めたりしてあいさつ運動を進めたことがあります、その辺が一番大事じゃないかと思います。

それとともに、街頭でこうやって子どもの指導に当たってあるとか、また郵便局とかの方々が移動しながら子どものことを見るとか、またそのほかに買い物帰りに見るとかというように、大人の目でいろんな機会に子どもさんを見ていただくような、そういうふうな場面がその次に必要じゃないかと、また大変ありがたいことだというふうに思っておりました。

それからもう一点は、先ほど非行の話が出てきましたけれども、やはりそういうふうな目をかけて育てていくという話と同時に、非行の芽をいかに摘んでいくといいでしょうか、少なくしていくかということで、パトロールの話が出ましたが、そういう補導の専門の方々とかPTAの方とか地域の方とか、また学校の教員によってそういうところをパトロールをしたり、情報交換をしたり、また地域によってはどうしてもたむろするといいいましょうか、そういうふうな場所もございまして、そういうところのお掃除をお願いしたりというような、大きく分けますと一つは関心を持ってもらいたいこと。一つには、いろんなところで動きながら目を光らせてもらうといいいましょうか、そして3つ目には非行の防止につながるような活動をしていただきたいということで、保護者、それから地域の方々にもお願いしてきたところでございます。

現在は、4中学校とも補導連絡協議会ということで、いろんな活動をしていただいて大変ありがたいと思っていますところ。その時期から比べますと、現在は開かれた学校ということで、学校と地域の情報といいいましょうか、そういうものがより広くなったんじゃないかと思っておりますので、より一層地域でも支えていただければと思います。

また、いろいろお気づきの点、内容によりますけれども、物によれば110番が早いのかも知れませんが、区長さんのところが早いのかも知れませんが、また学校が早いのかも知れませんが、そういうお互いの連絡を取り合って対応していくことも大事じゃないかと、そんなふうなことを考えていたところでございますけれども、やはり今橋本議員さんのいろんな取り組みを聞きながら、地域でそのような活動をしていただきますと、大変ありがたいと思っていますところ。以上でございます。

以上でございます。

議長（村山弘行議員） 4番橋本健議員。

4番（橋本 健議員） ありがとうございます。

子どもたちの通学路の安全確保については、非常に参考になりました。大人も忙しい部分もありまして、学校の行き帰りにはですね、大人の方ができるだけ朝庭先に出るとか、あるいは表に出てですね、掃き掃除をして子どもたちに声かけをするとか、そういった方法もとれるんじゃないかというふうに考えます。ありがとうございます。

学校の行き帰りに連れ去りの犯罪が非常に多発しておりますが、子どもたちを守るために、全国でいろんな取り組みがされているわけです。ここで、先進的な取り組みといいいましょか、実施計画されている東京都品川区の例を紹介いたします。

品川区では、所在地を特定できる緊急通報器を児童・生徒に配布する計画が発表されており

ます。緊急通報器は、重さ50gのペンダント形で、防犯ブザーとPHS機能を持ち、ピンを引っ張るとブザーが鳴り、区のセンターシステムに警報を発信し、現場近くの住民や保護者の電話に自動音声で通報する仕組みになっているそうです。来年4月から一部の小学校で試行し、再来年の3月までに全小学生1万2,000人、4月以降は全中学生5,000人に無償で貸与し、通報先になってもらう住民約1万人も募集するとのこと。ぜひ、本市におかれましても、学校教育課で調査研究をなさっていただくことをお願いしまして、1項目めの質問を終わらせていただきます。

議長（村山弘行議員） ここで13時まで休憩いたします。

休憩 午後0時12分

~~~~~

再開 午後1時00分

議長（村山弘行議員） 休憩前に引き続き会議を開きます。

市民生活部長。

市民生活部長（関岡 勉） ご質問のとおり、本市もごみの不法投棄が後を絶たず、大変苦慮しております。

昨年度の不法投棄ごみ回収量は56.5tでございます。また、家電4品目の不法投棄は、全体で102台となっております。不法投棄ごみの回収量は、前年度より減っておりますが、家電4品目は家電リサイクル法が施行されておりました平成13年度から毎年増加している状況でございます。投棄場所は、市内の至るところで発生しておりますが、特に高速道路の側道沿いや四王寺林道、北谷、高雄地区で多く発生しております。

対策としましては、不法投棄監視パトロールを平成12年度に6か月、平成14年度に10か月、平成15年度に2か月実施いたしております。監視カメラによる監視は、平成14年2月に市内に1基設置いたしております。効果といたしましては、平成14年度、平成15年度とも1件ずつ映像でとらえた投棄の様相から、筑紫野警察署の協力も得て、投棄者に回収させております。現在、カメラ設置場所周辺は、不法投棄ごみを昨年度の不法投棄撲滅キャンペーンで除去しましたので、ほぼきれいな状態が保たれております。今年度もカメラを設置しまして、様子を見守ることにしております。

また、福岡都市圏環境行政推進協議会では、不法投棄防止一斉パトロールや家電リサイクル法対象物の処理費用負担の見直しや、国・県道における不法投棄対策の強化など、国、県への要望活動、市民への啓発活動を行っておりますが、来年1月から2月にかけて、不法投棄防止キャンペーンといたしまして、民間テレビ局を通じまして不法投棄の防止を訴えるテレビコマーシャルの放映を企画しているところでございます。今後とも、自治体間の広域連携を含め、ごみの不法投棄対策に努めてまいりたいと考えております。

以上でございます。

議長（村山弘行議員） 4番橋本健議員。

4番（橋本 健議員） やはりやっぱり後を絶たず、大変苦慮されてるみたいですが、ちょっと今ご答弁いただきましたけれども、これまでの本市におけるですね、ここ3年間の不法投棄の摘発件数と、場所は大体今四王寺山とか高雄とか聞きましたが、その摘発件数とその場所がわかりましたら、お願いいたします。

議長（村山弘行議員） 市民生活部長。

市民生活部長（関岡 勉） ご質問の3年間の不法投棄の摘発件数ということでございますが、先ほどご回答申し上げました監視カメラによる2件の不法投棄者も、指示に従い投棄物を回収し持ち帰りましたので、告発までには至っておりません。

それから、不法投棄の苦情と申しますか、市民からの通報件数は、平成13年度31件、平成14年度58件、平成15年度32件、不法投棄ごみ回収量は、平成13年度84.15t、平成14年度74.5t、平成15年度56.5t、家電4品目の不法投棄台数は、平成13年度57台、平成14年度91台、平成15年度102台で、テレビが4割から6割を占めておりまして、冷蔵庫、エアコン、洗濯機の順となっております。

主な場所は、先ほども申し上げましたが、高速道路の側道や高架下、四王寺林道、北谷ダムへの道沿いをはじめとします北谷地区、太宰府東中学校北側や、太宰府高校東側など、高雄地区が多く発生してあるようでございます。

以上でございます。

議長（村山弘行議員） 4番橋本健議員。

4番（橋本 健議員） ありがとうございます。

通報件数も31件、58件、32件と、ちょっとばらつきはありますが、もしこういう不法投棄を見つけた場合にどういう手順を踏んだらよいのか、その通報の仕方と申しますか、あるいは通報先についてちょっとお伺いいたします。

議長（村山弘行議員） 市民生活部長。

市民生活部長（関岡 勉） そうした投棄している現場に遭遇された場合はですね、平日の昼間でありましたら市役所の環境課または筑紫野警察署生活安全課というようなところがございましてそちらへ、夜間や土曜、休日は筑紫野警察署へご連絡をいただきたいというふうに思っております。その際、できましたら車のナンバーとかですね、特徴、あるいは時刻や投棄者の性別、人数などをお知らせいただければ幸いです。道路、水路、公園などに不法投棄されたものを発見されたときは、速やかに環境課へご連絡くださればというふうにお願いたします。

以上でございます。

議長（村山弘行議員） 4番橋本健議員。

4番（橋本 健議員） ただいまの2点目との関連質問ですけれども、ただいま教えていただきましたけども、通報の仕方や通報先といったものは、市民にどのような方法で周知されているのかお尋ねをいたします。

議長（村山弘行議員） 市民生活部長。

市民生活部長（関岡 勉） 不法投棄のごみの通報の仕方ということでございますが、市民への周知でございますけども、不法投棄監視パトロールの紹介をした折にですね、市の広報に掲載しましたが、今のところはですね、広報車によります不法投棄防止の呼びかけになっておりますので、広報紙での市民への協力と情報提供を求めてまいりたいというふうに考えております。

以上でございます。

議長（村山弘行議員） 4番橋本健議員。

4番（橋本 健議員） 不法投棄も、先ほどのご答弁で、家電製品が非常に多くなってきているということで、57台ですか、平成13年。57台、91台、102台と、こういうふうに増えてきているわけですが、隣の志免町では主要な家具とか電気製品などの登録制を設けて、まちの広報にも掲載し、粗大物、不燃物のリサイクルを実践されているようですが、こういったことを研究されてはいかがでしょうか。

議長（村山弘行議員） 市民生活部長。

市民生活部長（関岡 勉） 志免の例に倣って研究してはどうかということでございますが、本市では平成13年度までですね、環境美化センターというところで再利用できる粗大物や不燃物を蓄えましてですね、リサイクル展というのを開催しておりましたが、廃棄物の分別、あるいはリサイクルの進行に伴い、置く場所ですね、いわゆる収納スペースがなくなりましたことから、現在は途絶えております。確かに、市民の方から、不要になったがまだ使えるので、ごみとして出すのはもったいないと、どうしたらいいでしょうかという声を聞くことは、今ご指摘のとおりでございます。昨年6月、市内の大学生で組織する太宰府連盟が、体育センターを会場にフリーマーケットを開催しておりますが、会場の確保でありますとかですね、提供品の呼びかけなど、側面から支援をいたしました。これからも、市民、ボランティア団体が行うこのような活動をですね、支援してまいりたいというふうに考えております。

以上でございます。

議長（村山弘行議員） 4番橋本健議員。

4番（橋本 健議員） リサイクルの方も、ぜひ前向きに検討していただきたいと存じます。

最後の質問になりますけれども、佐賀県浜玉町では環境パトロール員制度を採用し、2名に対し月額8万円の高額な手当を支給して、監視体制の強化に努められております。本市では、経費節減の折、厳しいとは存じますが、何かこれにかわる廃棄物減量のための推進委員や、また不法投棄監視員などの設置はお考えになってますでしょうか。

議長（村山弘行議員） 市民生活部長。

市民生活部長（関岡 勉） 本市の環境基本計画の中でもですね、今ご指摘になっております放置自転車、あるいは自転車を含む一般廃棄物、産業廃棄物の不法投棄の監視パトロールを実施するというふうにいたしております。先ほど出されました例あたりも参考にしながらですね、

市独自の監視員制度を検討していく必要があるのではないかというふうには理解をしておりません。

以上でございます。

議長（村山弘行議員） 4番橋本健議員。

4番（橋本 健議員） ぜひ、パトロールの方もですね、強化をしていただきたいと存じます。

ごみの不法投棄のほとんどは、山林や道路脇に集中すると思います。ご答弁の中にもありましたように、四王寺山、あるいは北谷、高雄、こういった地区での発生が多いとのことでしたが、時間帯が深夜でもあり、一瞬の行為でもありますので、現場を押さえるというのはなかなか難しいのではなかろうかと思えます。

ここで余り大きな声では言えませんが、監視用の疑似カメラを高雄地区に設置されたことですが、前年に比べ不法投棄がどれくらい減ったか非常に興味があるところでございますので、回収の変わりぐあいを来年度にでも教えていただけたらと思えます。

地区によって、年間の回収費用がかさむのであればですね、もう一基増やすということも当然お考えになっておられることと思えます。また、先ほども申しましたように、パトロール、あるいは立て看板、こういったことも含めまして、今後の対策としまして、費用対効果はもちろんのこと、何が一番効果的か、他市、他県の自治体による不法投棄対策も研究していただきまして、取り締まり強化にさらに努めていただきたいと存じます。

今回、ごみの投棄につきましては軽いジャブの応酬でございましたが、ごみが増え続ける現代、ごみ問題は21世紀の重要な課題でもあります。長期スパンで、経費削減を念頭に置いて、ごみの分別を細かくやっている自治体やリサイクル、また生ごみの肥料、堆肥化、あるいはごみ焼却の熱を発電エネルギーに変えるといった研究がなされております。このような画期的な取り組みについて、さらに調査を重ねていただきまして、次回ストレートがアッパーによる質問をさせていただきたいと存じますので、よろしく願い申し上げます。

これで、私の質問を終わらせていただきます。

議長（村山弘行議員） 4番橋本健議員の一般質問は終わりました。

次に、7番不老光幸議員の一般質問を許可します。

〔7番 不老光幸議員 登壇〕

7番（不老光幸議員） ただいま議長より質問の許可をいただきましたので、通告に従い、質問させていただきます。

平成16年もあとわずか半月になりましたが、今年は全国で集中豪雨、台風、地震と、自然災害の多い年で終わろうといたしております。

太宰府市におきましても、昨年の7月19日の災害が記憶に新しく思い浮かべられます。台風の発生するたびに、こちらに来ないように、何とか避けていって欲しくないかとの思いで願っておりましたが、皆様も同じような思いだったのではなかったかと思っております。大きな災害の発生もなくて、今ではほっといたしております。

さて、昨年の集中豪雨による災害箇所への復旧工事及び防災工事も順次進められております。関係部署の職員の皆様や工事に携わっておられます皆様方には心から感謝申し上げます。そこで、今までも断片的に災害復旧工事、防災工事及び地域防災計画の内容の説明はありますが、総括として、現在の状況と今後の計画についてお伺いいたします。

まず、四王寺山山麓、宝満山山麓、御笠川の河川についての防災工事の実施状況と計画についてであります。関係各部署のご努力によりまして、県あるいは国との折衝も終わり、防災復旧工事計画の全体像も確定したのではないかと思いますので、その内容をお示しください。

次に、本市の防災計画の見直しであります。昨年の9月議会での一般質問の中で、地域防災計画の内容について、今後の課題と改善が必要であると答弁をされております。特に、初動体制の実施に即した細部にわたる具体的なマニュアル化が望まれるわけですが、その進捗状況と今後の計画について、次の5点について質問をいたします。

1つ目は、自主防災組織の育成であります。

自主防災組織の組織化は、各行政区単位になるとと思いますが、市の担当部署はどのように指導、育成をされているのか、またされるのか、その進捗状況をお聞かせください。

2つ目は、地域の危険箇所の見直し及び危険箇所マップづくりと、住民への周知についてであります。

防災工事が実施をされておりますが、それが完成したと想定いたしましても、やはり危険箇所のマップづくりと住民への周知は必要ではないかと感じております。

3つ目は、災害危険情報の収集と住民への伝達システムについてであります。

特に、避難勧告、避難命令をどのような基準で出されるのか、そして避難勧告を出される対象地区はどの地区に、対象住民にはどのようにして、だれが伝達をするのかをお聞かせください。

4つ目は、避難勧告、避難命令を受けた地区の住民には、避難場所までの避難ルートの周知徹底はどのようにされるのかをお聞かせください。

5つ目は、お年寄りだけの家庭及び障害者家庭の把握及び避難誘導の体制づくりはどのようにされているのかをお聞かせください。

現在、関係各位のご尽力によりまして、災害復旧工事及び災害防止の工事が実施され、また計画もされております。これらの完成の暁には、もう豪雨災害の危険はなくなる、災害は起こらない、安心して生活ができることを願っておりますが、やはり万が一を考えた備えはしておく必要があると感じております。

再質問につきましては、自席にて行います。

議長（村山弘行議員） 建設部長。

建設部長（富田 譲） それでは、ご質問の四王寺山山麓、それから宝満山山麓、御笠川の防災工事の実施状況と計画についてご回答をいたします。

四王寺山山麓、宝満山山麓の防災工事の実施状況につきましては県事業で、治山ダムにつき

ましては福岡農林事務所、砂防ダムにつきましては那珂土木事務所で計画施工されておるところでございます。

平成15年度以降、緊急治山事業といたしまして、北谷に2基、内山に2基、三条に3基、国分に3基、水城に1基の計11基の治山ダムが完成いたしております。

砂防ダムにつきましては、現在三条・原地区に2基と、既設ダムのかさ上げ1基の工事施工中でございます。

今後の県事業では、計画中の治山ダム36基、砂防ダム9基を順次設置していくことになっております。このほかに、国の直営事業といたしまして、福岡森林管理所が宝満山山麓国有林に18基の治山ダムを現在工事中であります。全部完成いたしますと151基のダムで山を守り、下流の市民を守ることとなります。

次に、御笠川災害復旧工事につきましてお答えいたします。この工事につきましても、県事業で那珂土木事務所が担当されております。現在、河川改修工事と橋梁のかけかえ工事の設計及び用地交渉中と聞いております。今年中には一部着工し、平成18年度末の完成を目標に努力されております。本市といたしましても、早期完成をお願いするとともに、地元協議等積極的に協力いたしながら進めてまいりたいと思っております。

以上でございます。

議長（村山弘行議員） 総務部次長。

総務部次長（松田幸夫） 私の方から2点目の本市の地域防災計画の見直しにつきましてご答弁いたします。

昨年7月19日の豪雨災害を教訓に、特に初動体制の早期確立を図るために、災害警戒本部の設置基準の見直しをはじめ、災害対策本部の分掌事務につきましても、詳細にわたって明確にするなど、現状に即した実効性のあるものにいたしております。

ご質問の第1点目につきましては、去る3月の区長会議におきまして、自主防災組織のマニュアルを配布いたしました。また、行政区を単位として実施いたしました災害図上訓練を通しまして、組織づくりを推進いたしております。既に国分区、連歌屋区、三条台区においてこの自主防災組織が結成をされております。

2点目でございますけれども、毎年梅雨時期前に市内の危険箇所の調査を実施してまいりまして、危険箇所の見直しも行い、さらに今後、県が調査指定をしております危険箇所とあわせまして、危険の箇所マップを作成いたしまして市民への周知を図ってまいります。

3点目の避難勧告及び避難指示につきましては、気象台が大雨洪水警報を発令し、なおかつ私どもが現地等の状況を監視しながら、災害発生のおそれが生じたときに発令いたします。特に発令の対象地区につきましては、昨年の災害発生地区をはじめ、地域の状況を確認して決定をいたしますが、住民への周知方法といたしましては、地元区長あるいは自主防災組織への連絡はもちろん、市内のサイレン吹鳴や広報車による呼びかけなどを実施いたします。

4点目の避難場所につきましては、各区の公民館、小・中学校の体育館、その他公共施設を

指定をいたしております、防災マップやチラシあるいは市のホームページ等で周知をしておりますが、避難勧告時には広報活動や地元区長への連絡等により周知徹底をいたします。

また、避難ルートにつきましては、自主防災組織の育成指導時など、機会あるごとに地元での点検や確認をお願いいたしております。

最後の5点目についてでございますが、対策本部の救助班が作成をいたしております災害弱者の資料をもとに、自主防災組織や地区の民生委員、警察、地元住民等に協力を要請しながら、市と地域が一体となった避難誘導の支援、体制づくりを図っております。

以上でございます。

議長（村山弘行議員） 7番不老光幸議員。

7番（不老光幸議員） 防災工事の状況をご説明いただきましてですね、かなり大変な工事が着々と進んでおりますけれども、もう少し具体的にですね、例えばこの地区、河川につきましては平成18年度完成というふうにおっしゃいましたけれども、一応3年間というふうに伺ってありましたけれども、内容によっては5年間ぐらいかかるとか、そういうことを聞いたこともございまして、やはりその地域に住んでいらっしゃる方は、この地区の防災工事がいつごろにでき上がるのかなというのが非常に気になる場所だと思います。非常に細かいことで難しいかもわかりませんが、わかる範囲内で、例えば北谷の方の河川の改修あるいは内山の方の河川の改修がいつまでにでき上がって、あるいは原地区の治山ダム completion、それから砂防ダムの completion、それから原川の completion 時期、あるいは国分地区の治山ダムの completion とか、そういったところまで、もしおわかりでしたらこれについては何年後内に完了するとかというのがわかりましたら伺いたいと思います。

議長（村山弘行議員） 建設部長。

建設部長（富田 譲） わかる分と県事業でおおむね聞いている分ということがございますので、まず市が特に工事しております内山それから北谷、それぞれ2本ずつの河川でございますが、内山地区の2本の河川については、平成16年度で工事完了予定、それから北谷の2河川については、平成17年度までに工事完了するという計画で検討協議し、進めております。

それからダム関係でございます。治山ダムと砂防ダムということでございますが、私どもが当初県協議の中で、これは治山、農林の方で特にでございますけれども、緊急治山事業として4か年か5か年で今言いましたような計画基数ですか、それを順次入れていくということで、毎年治山の方については、地元の要望を聞いて、そこを重視して入れていくというふう聞いております。正確ないつまでというのはちょっと覚えておりませんが、大体おおむね5年ぐらいではその計画数を入れるというふう聞いておるところでございます。

それから、三条の原地区の砂防については、先ほど言いましたように2基、それからかさ上げ1基で現在工事中でございます。あとのもう一つの大きなダムをつくるということで、これが間もなく地元の説明会を県の方がするというのを聞いておりますので、ここ1年、2年で4号堤ダムといえますか、そういうものも砂防ダムもつくる計画ということでございます。

以上でございます。

議長（村山弘行議員） 7番不老光幸議員。

7番（不老光幸議員） どうもありがとうございました。

非常に地元としては早くつくっていただきたいという希望がありまして、実際に工事に携わっていらっしゃる市の職員の方々は、用地の買収交渉とかいろんな面ですね、非常にご苦労をされていらっしゃるのを私ども目の当たりに見ておりまして、その両方の狭間ですね、非常にご苦労をされております。非常に内容的には、防災工事は最終的には相当の、県とか国は要望、指示を出すぐらいしか、実際に工事をされます那珂土木あたりの計画ではですね、綿密にですね、データを見ながらですね、防災工事をやっておられまして、私のところですね、これは原地区の砂防ダムの資料がずっとこうあるんですけども、これを見ますとですね、非常に綿密にですね、これを昭和48年のときの豪雨の状況のデータと、それから昨年の平成15年度のデータと両方を照らし合わせながら、ほとんどですね、これを見ますと、災害はこれができ上がればもう大丈夫じゃないかというふうに思うぐらいの内容のことが書いてあります。非常に皆様方が本当にご苦労されておられまして、こういうふうに災害の工事について実施いただけて本当にありがたいというふうに感じております。

こういった県とのいろんな説明、当然市の建設部の方にもご説明があつてるとは思いますけども、どんなものでしょう。

議長（村山弘行議員） 建設部長。

建設部長（富田 譲） 工事の内容等についての説明は受けております。

議長（村山弘行議員） 7番不老光幸議員。

7番（不老光幸議員） 工事の内容を見れば、本当にこれだったら昨年の集中豪雨があれだけ出ても大丈夫というふうに感じておりますけども、部長の方ご覧になりましてですね、感じとしてですよ、例えば1時間で100mm、それから1日当たり350mmとか380mmぐらいの雨が降ったと仮定しても、現在工事を行っておられる工事が完成すればですね、どれぐらいぐらい安心だというふうに感じ持っていていらっしゃいますでしょうか。100%大丈夫でしょうか。

議長（村山弘行議員） 建設部長。

建設部長（富田 譲） 非常に難しい質問と思いますが、気持ちといたしましては、それこそ今、議員おっしゃいましたように大丈夫と、絶対大丈夫と胸を張って言いたいところですけども、やはり災害でございますし、降り方、それこそ1時間で例えば去年100mm降ったということで、30分で100mm降った場合とまた1時間で100mm降った場合違うと。その前の降り方によっても違うということで、非常に絶対ということはだれでも言えないというふうには思っております。しかしながら、それこそ大変な豪雨ということで、一部激特、それから助成事業、関連事業ということで、通常の災害復旧を超えた災害工事の方法を国と相談できたということでございますので、現時点では最高の対策をとってきたというふうに思っております。それと相当の量でも大丈夫ではないかというふうに感じておる次第でございます。

議長（村山弘行議員） 7番不老光幸議員。

7番（不老光幸議員） 何で私そんなような質問をしましたかといいますと、私も同様でございます、今回の災害が起きましてですね、非常に工事、今おっしゃいましたように、かなり国の方からも予算をいただいて、本当にでき上がればもう大丈夫じゃないかなあというふうなところまで計画をされて、工事の完成に向かってやっています。ですから、もう下の住民の方は安心して生活できるんですよというふうな感じは持っておってもですね、やはりどこかで万が一というのが必ずひっかかってくるわけですね。ですから、防災上はやっぱり100%、絶対大丈夫というふうな防災を望みますし、またそれをやろうとしてやるんですけども、絶対ということはやっぱり、100%絶対ということは言えません。ですから、私は次の段の自主防災組織あるいは初期における、万が一、人命だけは助かるような避難、そういったものを絶対つくっておく必要があるんじゃないかなというふうに感じるわけです。結果的には何十年たっても今の工事の、防災工事で受けとめて、結果的には何にも、豪雨があったとしても人命に及ぶようなことはないということがあってもいいんですけども、これが一方でやっぱり自主防災組織というのはやっとなきゃいけない。そういった面で、前回の状況からして、確かに市には防災マニュアルというのがございますけども、やはり細微にわたりもう少し細かいことにおいて組織化をして、あるいは訓練までもしておく必要があるんじゃないかというふうに思っております。さっき、次長さんの方からお話がありまして、やはり市としてはこれまでが限界かもわかりませんが、後はやっぱりそれぞれ地区の行政区でつくっていただければいけないと思いますけども、もう少しですね、その内容をですね、深くもう一度見ていただいて、ご指導なりしていただくというのが必要じゃないかと思います。さっきおっしゃいましたように三条区、連歌屋区、国分区では組織化されておりますということですけども、具体的にその内容について検証なり確認はされましたでしょうか。

議長（村山弘行議員） 総務部次長。

総務部次長（松田幸夫） 例えば一つの事例ですけども、ここに連歌屋区の自主防災組織というのがございます。これについては、連歌屋区の場合は区長さんがその対策本部の地域防災組織の中の責任者になられまして、それぞれそこに区の役員さんあるいはそれぞれ隣組さんあたりが中心になって、連絡網を充実し、常にチェックをし合っているというふうな事例がございまして、

議長（村山弘行議員） 7番不老光幸議員。

7番（不老光幸議員） 今、連歌屋区のお話をされまして、あとほかの地区ももう少し組織化をしなければいけないとか、そういったところもあるかもしれませんが、再度確認をしていただいて、三条、連歌屋、国分だけじゃなくてやはりほかのところでも可能性のある区もあるでしょうし、それからその中で、危険箇所のマップづくりとか、そういったものはつくっていらっやいますでしょうか。

議長（村山弘行議員） 総務部次長。

総務部次長（松田幸夫） 先ほどお話、ご答弁いたしましたけども、危険箇所マップというのは実際私も持っておりますが、これは毎年場所が変わってきます。といいますのが、梅雨前にそれぞれの関係者が現地を視察しながら、危険箇所を確認するわけですけども、今後県の方もきちとしたそういう危険箇所のマップを持っておりますので、それとの整合性を図りながら、新たに市としての危険箇所マップをつくっていくという計画を持っております。

議長（村山弘行議員） 7番不老光幸議員。

7番（不老光幸議員） その危険箇所のマップをつくられて、そこに実際に住んでいらっしゃる住民の方への周知はどのようにされますでしょうか。

議長（村山弘行議員） 総務部次長。

総務部次長（松田幸夫） まずは、やはり区長さんを通して、それぞれの区のいろんな会合なり皆さんが集まるときに、役員さんを通してそのマップの説明、危険箇所の説明というのは随時していきたいというふうに思います。

議長（村山弘行議員） 7番不老光幸議員。

7番（不老光幸議員） そのマップをつくっていらっしゃるのをですね、やはりこの地区、各区には隣組というのがございまして、隣組単位で、この隣組この隣組はやはり防災工事是可以ですけども、万が一のときには避難をすとか、そういったものですね、単位というか、そういったものは隣組単位になっていいかと思えます。

それからもう一つ、避難勧告、命令を出すときの基準ですけども、さっきのお答えでは大雨警報が出されたら、それと市の防災の監視カメラとかいろんなもので判断をして出すというふうにおっしゃいましたけども、その基準ですけども、例えば大雨警報が出されるのは、1時間当たり30mmとかあるいは50mmとか、そういう基準があると思えますけども、例えば三条区の方で、やはり警報が出たから公民館のかぎをあけてください、これは2時でも3時でも夜中でも連絡があるわけですけども、それが非常に結構多くてですね、ですから防災工事も順次できていきまして、出す基準というのが変わってくると思うんですけども、今のところ大体どういうふうな基準で出しているのかお伺いしたいと。

議長（村山弘行議員） 総務部次長。

総務部次長（松田幸夫） 最初の1点目でお答えしましたように、昨年の災害を教訓にいたしまして、今までは警報が出たらそれぞれ警戒本部をつくって注意を促すというふうな状況でしたけども、今回の見直しによりまして、大雨洪水注意報が気象庁の方から発令されるという時点で、それぞれの各区長さん、つまり昨年被害に遭われた地域の方の区長さん方に大雨注意報が発令されましたと、今後の雨に注意をしてくださいという連絡をいたしております。しかしながら、先ほど議員さんがおっしゃいましたように、治山ダムとか砂防ダム、いろんな防災対策、工事も進んでおりますので、そのあたりを注視しながら、いつの時点でそういう避難勧告を出すのかという基準も、一定の調査をしながら基準を検討する時期ではないかなというふうに思います。一つの事例として、今年度そういうふうで注意報が出たらすぐ連絡というふうな

体制を、4月以降でしたけども既に35回警戒本部を設置して、そのたびに昨年被害に遭われた区長さんの方に連絡を取っております。逆に区長さんの方から、「もう少しの雨ぐらいいいよ」というふうな、逆に我々の方で、地元で情報を収集するから一々連絡されなくてもいいですよというふうな連絡も受けた経緯がございますので、それらを含めていつの段階で注意を促すかというのも、今後の検討課題としていきたいというふうに思っています。

議長（村山弘行議員） 7番不老光幸議員。

7番（不老光幸議員） あとですけども、やはり避難ですね、これが実際は避難はしなくていいというのを望むんですけども、やはり避難勧告を出した場合に、実際にはじゃあ本当に避難をしていらっしゃるのかどうかというのが全部は確認できてないんですけども、やはり避難ルート、それから避難場所をつくっていらっしゃると思いますので、ぜひともですね、隣組単位であれば、大体どこどこにだれだれさんがいて、あるいはお年寄りの方がいらっしゃるとか、障害者の方がいらっしゃるとか、そういったものは把握できておると思います。それで、やはり隣組単位ですね、そういう防災のですね、勉強会じゃないけども、そういったものをですね、各区ですね、一度市の方で企画していただいてですね、やっておいていただいた方がいいんじゃないかなというふうに思います。やはりあくまでも自主防災組織だから、各区の自主性にお任せをするというのも、これも必要でしょうけども、ある程度やっぱりこういうふうなやり方をしたらどうですかとか、やりましょうよとか、そういう、やはり市の方でイニシアチブをとってやっていただく必要があるんじゃないかなと、一度やっておく必要があるんじゃないかと思えます。

それともう一つは、一度やっぱり避難訓練、これもぜひやっておいた方がいいと思うんですよ。これもう、実際にそれが起こらなければそれ一番いいんですけども、その点はいかがでございますでしょうか。

議長（村山弘行議員） 総務部次長。

総務部次長（松田幸夫） 市内44区ありますけども、なかなかそれぞれ区長さんあるいは地域の間にいわゆる温度差というのが非常にありまして、実際に昨年災害に遭われた地域、区長さんあたりは非常にそうした危機感を持ってあります。一番、私どもが市内での一つの見本というような地域がございまして、国分区につきましては、区役員さんあわせてもう何回も会合され、そしていち早くこの自主防災組織の立ち上げをされました。そして、隣組単位でも実際に避難ルートの確認であるとか、避難訓練とか数回繰り返してされたという地域もございます。そういうことで、私どもできるだけ区長さんあたりを通して、そうした訓練とか図上訓練を通して、実際の避難場所、避難方法、連絡網あたりの確認をしていただきたいと思っていますので、今後も機会あるごとにそうした区長さんを通しての防災訓練といいましょうか、そういうのをやっていきたいというふうに思います。

議長（村山弘行議員） 7番不老光幸議員。

7番（不老光幸議員） ぜひともですね、これは市内全部の区は、その地域地域によって違いま

して、全く必要ないところも多々あると思います。特に、私が質問しておりますのは、豪雨災害の危険な地区の防災組織の完全な作成というか、そういつて避難訓練までも含めたですね、ことをぜひともやっていただきたいというのが趣旨でございます。ぜひとも、何事もないのが一番いいんですけども、やっぱり万が一ということがありますので、ぜひ一度、もう一回ご検討いただきたいと思います。

これで質問を終わります。

議長（村山弘行議員） 7番不老光幸議員の一般質問は終わりました。

次に、14番佐伯修議員の一般質問を許可します。

〔14番 佐伯修議員 登壇〕

14番（佐伯 修議員） ただいま議長より一般質問の許可をいただきましたので、会議規則により通告いたしておりましたとおり質問いたします。今回は、私が議員になって以来、質問者が17名と一番多い議員の方々が2日間にわたって一般質問をなされています。ですから、簡略に質問いたします。

まず、1件目の落書き対策についてであります。通告書の要旨3点についてお答えください。内容は、1つ、特殊な図柄を描いているが、どういう人たちが描いているか調査されたことがあるのか。2点目は、先日の決算特別委員会後の経過はどのようになっているのか。3点目に、発見隊、消し隊などをつくってはどうかということです。

2件目は、吉松地区の地下水の水質についてですが、これも通告していた要旨の2点についてお答えください。内容については、5年で7倍ものマンガンの量が検出されたがご存じなのか。2点目は、佐野土地区画整理の影響による近郊の地下水の変化について調査する必要があるのではないかと思います。いかがでしょうか。

最後に、男女共同参画についてであります。これも事前に通告いたしておりましたとおり、将来の人口減少、つまり少子化につながる重要な施策であると思うが、市長はどのように考えておられるのかについてご回答ください。

なお、冒頭でも述べましたように、今議会は多数の方々が質問に立っていますので、回答も簡略にわかりやすく、件名ごとをお願いします。再質問は自席にて行います。よろしく願います。

議長（村山弘行議員） 建設部長。

建設部長（富田 謙） 3点についてご回答申し上げます。

まず、景観も含めてご回答申し上げます。

まず、落書き対策につきましては、さきの一般質問等でもご回答いたしましたように、落書きされたものについてはその上から塗装したり、落書きされても消しやすい特殊な塗料を塗ったりして対応してきているところでございます。また国道事務所、県土木事務所にも落書き対策をお願いをいたしております。一時は少なくなっておりましたが、また最近落書きが増えてきておまして、大変対策に苦慮いたしております。どういう人が描いているかということで

ございますが、情報等は一部得ておりますけども、まだその人の特定はできていないところがございます。

続いて、発見隊、消し隊等つくってはどうかということでございますが、このことにつきまして、落書きされないように事前に絵柄をもう先に描くとか、落書き発見隊、消しゴム隊と他市では地域のボランティア活動として、美観を損なう落書きをなくす啓発活動や、実践活動を行っている地域もあるところでございます。

今後の対策といたしましては、地域、地元の協力を得まして、それからボランティア活動も視野に入れて、関係課、関係機関と協議を行いながら対策を講じていきたいと、そういうふうで考えるとでございます。

以上でございます。

議長（村山弘行議員） 14番佐伯修議員。

14番（佐伯 修議員） このことは、非常にイタチごっこというか、消しては描かれ消しては描かれと大変でしょうけど、まず1点目のどういう方が描いてるかということは、要するにこれは税金を使って消すわけですからね。描いた人に要するに払ってもらわにゃいかんですよ。そういった意味で、私はちょっと質問してるんですけど。貴重な財源をですね、それに使うわけですから、ぜひ一生懸命に頑張っって特定していただいて、もう一つ、よければ消された方にわかるように、ここの消した金額、消すに必要なお金は幾らかかりました、何々ですよというですね、そういった意思表示をしていただければ少しは少なくなるんじゃないかなということで、ちょっと特定されればですね。恐らく一定の年齢の方だと思うんですよ。そして、それが過ぎればもう終わるんじゃないかなと思うんですけど。ぜひその普通の一般の市民の方々にもわかるようにですね、そしたらそういうことで市民意識が高まって、「あ、描きよう」といったら、すぐいるんなとこに連絡、市役所に連絡なり警察なり連絡していただければ、また少なくなるんじゃないかなと思いますので。ほいで、ぜひ早く特定というか、描いてる方を探していただきたいと。もう数名と思いますよ。何人もが描いてるんじゃないと。絵を見るとどうも同じような絵がたくさん描いてるからですね、何人かの人だと思います。ぜひ探していただきたいと思います。

あとは以前に、2点目ですけど、先日の決算特別委員会で質問もいたしましたけど、私も一般質問でも2度ほど取り上げてるんですね。そのときは非常にきれいになって、ああよかったなと思ってたんですけど、そのときも思ったんですけど、今でもそうですよ。もうあのとき言った学業院中学の塀は必ず描かれると。立派になった塀ですけども、あれは描かれると思っていましたけど、いまだにきれいになって、落書き全くありません。ですから、どういう心理状態かなということも思ってますけど、ぜひ国の施設、県の施設についてもですね、要望して、すぐ消すようにしていただきたいと思います。

あと、2点目の発見隊ですが、消し隊、これはたまたま先日私が一般質問出した二、三日後に、9日の朝刊でしたけど、西日本新聞に「落書き消し官民で本腰」ということで、こういう

新聞報道もなされてましたけど、要するにこういう建物などに文字や図形などを描いてる。こういうのは、これは軽犯罪法などに禁じられているんですね、軽犯罪法なんです。法律に抵触しているわけですけど、これをですね、わざわざ福岡市では、昨年の8月にモラルマナー条例で禁止を明文化しているんですね。本市としても、こういった明文化するというか、条例をつくるような考えはないでしょうか。

議長（村山弘行議員） 建設部長。

建設部長（富田 謙） 今、貴重なご意見いただきました。軽犯罪法にかかるということは、以前同和問題関係で、市内にかなり誹謗中傷をするような意見が出たときに、警察に聞いたときに、そういう類のものは軽犯罪法にかかるということで存じはしとったんですけども、具体的に対策をどうするかということは、市の方の考え方としては、先ほど学中の壁に描かれないようになったというのはなぜかというところ、考えていかないかなというふうに思っております。やっぱり通常きれいに清潔にしておくということで、描きにくくなったというような心理を描く人に与えると、ごみを一つも散らかさたら、なかなか散らかしにくいというような心理と同じだと思っております。それで、今そういう対応をつくることはどうかということは、検討しなければならないというふうに思っております。市に官報速報というのが議員の皆様見られると思いますけど、それで情報がかかなりあります。それこそ違反広告物とかそういうものをあわせて、落書きのそういう苦情、そういうものをしておるといような情報も得ておりますので、そういうところから、何かそういう隊といいますか、そういうものをしていく市民も職員も議員の皆様も、何かそういうとこをして、つくれるものがないかなと、そういうふうには考えております。

以上です。

議長（村山弘行議員） 14番佐伯修議員。

14番（佐伯 修議員） この落書きは、結局は要するに描く側のマナー、モラルに問題があると思いますんで、その辺特効薬はないと思いますけど、消さなければますます増えるというか、消しておけばまたきれいになるわけですから、イタチごっこでしようけど、子どもの教育とかですね、観光客、そして今度は国立博物館ができますので、それでたくさんの方が来訪されます。観光に訪れるわけですので、ぜひお願いというか絶対してもらいたいですけど、10月の開館までにはですね、落書きを消していただきたい。もう本当恥ずかしいです。国立博物館のある太宰府市としてですね、落書きをぜひ消していただくよう要望いたしまして、この1項目は終わります。

議長（村山弘行議員） ここで14時15分まで休憩いたします。

休憩 午後2時01分

~~~~~

再開 午後2時15分

議長（村山弘行議員） 休憩前に引き続き会議を開きます。

市民生活部長。

市民生活部長（関岡 勉） ご質問にございます吉松地区での地下水検査の結果については、次のように承知をしております。10月下旬に、5年ぶりに井戸水の水質を検査機関に依頼して検査を行ったところ、マンガンが基準値の8倍であったとの情報が寄せられたものと存じます。個人などが使用される井戸水は、使用者の責任において管理、使用していただくのが原則でございます。地下水の水脈は、数m違えば違う水脈になることもあり、水脈が違えば水質も変わります。今回のケースでも、隣接の井戸では基準内であったと伺っております。また、豪雨などで変化することもございますし、井戸の深さによって影響の受け方も変わってくるようございます。こうしたことから、市が市の全域について地下水の状況を把握することは不可能かと思われまます。

以上でございます。

議長（村山弘行議員） 14番佐伯修議員。

14番（佐伯 修議員） 井戸水は使用者の責任でもって使用していただくということを今、ご答弁なされました。そしてまた、水脈により少しは違って来る。何か隣接できれいな場所があったんですか、どの辺の場所なんでしょうか、その辺。

議長（村山弘行議員） 市民生活部長。

市民生活部長（関岡 勉） 今、ご質問されてるお方のすぐお隣のご自宅が、先ほど申し上げました隣接の井戸では基準内であったということで、私どもの方で伺っております。

以上でございます。

議長（村山弘行議員） 14番佐伯修議員。

14番（佐伯 修議員） すぐ隣とはちょっと私もびっくりいたしているんですけど、そんな情報をちょっと知らなかったもんですから。というのも、隣の佐野土地区画整理事業により広大な地域で削られたり、ため池が埋められたりですね、されているもんですから、その地下水が、あの水系は恐らく御笠川に地下水が流れるような形になるんじゃないかなと思うんですが、そういった点で私は質問しているわけですけど、ほかに地下水というか、井戸水というか、変化したような情報はございませんか。

議長（村山弘行議員） 市民生活部長。

市民生活部長（関岡 勉） 今回お尋ねになってある方以外の、この近隣でのそうした情報は、今のところございません。

議長（村山弘行議員） 14番佐伯修議員。

14番（佐伯 修議員） 私が井戸水の検査をされた方からもう一度議会に質問してくれということでは言われたんですけど、5年前は0.05mg以下が今度のはかったところが0.36mg、ℓ当たりですよ、が含有されてるということで7倍になったということでは驚かれておりました。それで、飲み水としては不適合であるという診断が出たわけですけど、この方については、この井戸水を、水道をとられてたんですが、以前太宰府市が水不足で非常に困っているときに協力しよう

という形で掘られたようです。その深さも聞いてみますと50m掘られてるわけですから、かなり深いと思うんですね。その中で変わってきたということは、何らかの地形というか、水脈が変わって、7倍のマンガンが含まれるようになったということですから、原因があると思うんですね。物事には変化した、変わったということは、何かどうかして変わったんじゃないかなと思うんですけど、その辺で一番に考えられるのが今言った区画整理ですね、山が削られ。だからもっと真剣に地下水を、区画整理で変わるような、別な地域も恐らく井戸を掘られてる場所があると思うんですけど、その辺の検査をするとか、お尋ねするというような考え方はないですか。

議長（村山弘行議員） 市民生活部長。

市民生活部長（関岡 勉） 現在のところ、その該当の方が5年ぶりに掘られたらというお話でございまして、定期的にですね、例えば何かの事業を行う段階、事業始まる前に検査をして1年後、2年後、3年後、ずうっとたくさんのデータをですね、集めたところで、専門家の方でどうだったのかと、このデータは。原因はどこにあるのかということでない原因の究明はなかなか難しいのかなというふうに思います。

それで、先ほどから申し上げておりますように、そういうふうな井戸の、個人が使用される井戸でございますので、個人の方で検査をされた後、どうしても飲料水に不適当だということでありましたら、安全な水としての市の水道水をですね、ぜひご利用いただきたいというふうに思っております。過去にも何かそうした部分で市の水道に加入された方の例もたくさんあるようでございますので、ぜひそういうふうに議員さんの方からお勧めいただければというふうに願ってます。どうぞよろしく申し上げます。

議長（村山弘行議員） 14番佐伯修議員。

14番（佐伯 修議員） そこでですよ、飲めないということで新規に水道を引かれたわけですよ。引かれたところが、かなりの加入料負担金、それと施設内管をしなきゃならないですから。それで数十万円の浄財を出さなきゃならないということになったもんですから、そういうことで、以前に水不足で協力したのに、今度は水が悪くなったから行政としての何らかの補助はないのかというようなことを聞いてくれと言われたもんですから。今度は太宰府市の地下が変化、変わったわけですから、別に何らかで飲まれたのが飲まれなくなったというところが、太宰府市内の地域の地下が変わっているということですからね。その辺の原因に帰するところはわからないにしても、何らかの以前に水不足で協力してましたので。その辺の考えはどんなですか。

議長（村山弘行議員） 市民生活部長。

市民生活部長（関岡 勉） 今、議員さんがおっしゃっている、非常に心情的には私も一緒でございます。何とかできれば、何とかされるものであればしてあげたいという気持ちは十分でございますが、先ほどから申しておりますように、自分の飲みます井戸水につきましては自分の責任において管理、使用していただくというのが原則でございますので、ぜひそのあたりを一

般質問をしてほしいと言われました方にも、議員さんの方からご説明いただいて、それぞれ個人の部分は個人で責任持たにゃいかんということでごなるとるようでございますんでというお話をさせていただければ助かりますんで、そういうことでよろしく願いしときます。

議長（村山弘行議員） 14番佐伯修議員。

14番（佐伯 修議員） わかりました。じゃあそのように伝えておきます。

続いて3点目のご回答お願いします。

議長（村山弘行議員） 市民生活部長。

市民生活部長（関岡 勉） 市長へのご質問でございますが、まず私の方からご答弁申し上げます。

男女共同参画社会は、家族を否定するものではなく、個人の尊重の上に家族が成り立つ社会であり、各人が家族としての責任を果たしながら、個人の生活と仕事のバランスのとれた生き方を自らが選択できる社会を目指すものでございます。男女共同参画社会基本法には、その前文において、男女平等への努力の必要性とあわせて、少子・高齢化社会の進展など、我が国の急速な変化に対応していく上でも男女共同参画社会の実現は、緊要な課題であると述べられてございます。

少子化の原因としては、様々な社会的問題が複合しているかと思いますが、そもそも子どもを持つかどうかは個人の選択によることを踏まえた上で、若い世代が子育てしにくい状況があるのなら、その要因を排除し、子育てを社会で支援していくことが必要でございます。これまで男は仕事、女は家庭ということに代表される、性別による固定的役割分業意識や、それに基づく社会制度や慣行のあり方が、女性に家事、育児、介護を一身に担わせ、加重的な負担感となり、このようなことが結果的に若い女性に家庭を築く魅力を損ねたり、子どもを産み育てることに不安を持たせている一因とも考えられています。男女共同参画社会とは、男女の対立や少子化につながるものではありません。むしろ、男女とも子どもとかかわる喜びを体験し、共感を得ることであり、女性の家事、育児関係の負担が軽減されて、家庭と職場の両立が可能となり、少子化に歯どめがかかるためにも有効なことだと考えております。

以上でございます。

議長（村山弘行議員） 14番佐伯修議員。

14番（佐伯 修議員） ただいまご回答いただきましたけど、ちょっとだけ感じが違います、私は。

今回、議員さん方3名、4名ですかね、男女共同参画についてご質問なされております。1つですね、うちの会派の門田議員の質問で回答がなかったということで、関連がありますので、男女共同参画、今答申がなされ、条例がつくられようとしている中で、一部の学者の倫理とか一部の特殊な方々が入られてるということなのですが、その中でですね、太宰府館のトイレ、私も間違ったんですわ、はっきり言って。あらっと思って。同じ色ですよ。あの標示を黒色にされたのはどういう、だれの考えというか、どなたのあれでされたんですか。

議長（村山弘行議員） 地域振興部長。

地域振興部長（石橋正直） 設計の時点でああいうものがつけられるようになっておりまして、デザインの意匠があるもので、そのまま設置をしたという状況があります。

議長（村山弘行議員） 14番佐伯修議員。

14番（佐伯 修議員） ということは、要するに設計がそうになっていたということですね。ということは、男女差別関係ないというか、だったらですね、やっぱりちょっとおかしいと思うたら変えてもいいんじゃないでしょうか、赤とかピンクとかですね。そうじゃないと、ちょっと一般の方々がですね、全国から来られるわけですよ。そういうのはあんた、何というんですか、普通女性と男性はもともと違うわけですからね。わかりやすくするという意味でも、ちょっとあの色はどうかならんのですかね。

議長（村山弘行議員） 地域振興部長。

地域振興部長（石橋正直） 非常にわかりづらいというご指摘をたくさんいただいておりますので、近日中に取りかえたいと考えてます。

議長（村山弘行議員） 14番佐伯修議員。

14番（佐伯 修議員） わかりました。ということで、ぜひ皆さんが使いやすいようにしていただきたいと思います。

この男女共同参画についてですが、私はですね、いろいろ情報を聞いてみますと、何か特殊なジェンダーフリーとか、特殊な人々たちの趣向、考えが入ってきているというようなことを思いますとですと、ちょっとこれは真剣に考えないかなんと思っております。また、中にはオンブズマン、マンじゃなくてパーソンという方々も入るようなことですが、要するに男と女、男子と女子、雄と雌ですよ、そうでしょう。地球上にはですね、必ず植物にしる何にしる、男と女、雄と雌があって初めて子どもが生まれるというか、次の、次世代、子どもたちができるわけですよ。中にはアメーバみたい、ちょっと自分を切ってから離れてつくる人もありますけど、基本的にはですね、市長、愛がなけりゃならんでしょう。ですから、私は市長の考えですね、要するに男女共同参画条例つくるに当たってですね、愛が芽生える条例をつくってもらいたいと思うんですよ。どう差別するとかね、お互いに愛しないとできないですよ。ぜひ、そういった考えでですね、条例をつくっていただきたいと思いますが、市長の考え方を。

議長（村山弘行議員） 市長。

市長（佐藤善郎） 男女共同参画社会の形成でございますが、ご承知のように、国におきましても男女共同参画社会の基本法が制定されておりまして、その前文の中には、部長が申しましたように、この男女共同参画の趣旨また目的等につきましても、きちっと課題を示しております。それを受けまして、各地方公共団体におきましても、男女共同参画のための条例等の整理等を行っております。本市では、ご承知のようにただいま審議中でありまして、答申を受けまして条例案の作成に至るわけでございますが、その間の条例案、答申の内容等については十分検討しながら、また条例案につきましても、議会で慎重にご審議願いたいと、かように思っ

ております。

議長（村山弘行議員） 14番佐伯修議員。

14番（佐伯 修議員） よろしく申し上げます。子どもは愛があって生まれるんです。よろしく申し上げます。先日の天満宮と議会の懇談会の中で宮司さん言われてました。まずは、好きになりなさいと。私はこの言葉大好きです。やっぱり太宰府を好きになる。ぜひ、行政の方々もですね、太宰府市を大好きになれる行政運営をしていただきたくようお願い申し上げます。一般質問を終わります。

議長（村山弘行議員） 14番佐伯修議員の一般質問は終わりました。

次に、11番山路一恵議員の一般質問を許可します。

〔11番 山路一恵議員 登壇〕

11番（山路一恵議員） ただいま議長より一般質問の許可をいただきましたので、通告に従い、2点にわたり質問をいたします。

まず1点目に、個人情報保護条例について伺います。今議会において議案提案されております個人情報保護条例について、市の考えをお尋ねします。

国において、個人情報保護関連5法案が成立したのは2003年5月のことでしたが、最初に法案が提出された2000年12月から成立までの間、この法案の問題点として、膨大な個人情報の流出や漏えいを保護するとしながら、最も多くの個人情報を収集、保管、利用している公的機関への対策強化を先送りし、専ら個人情報を取り扱う民間の事業者に対策が向けられていること、また法案では主務大臣が個人情報を取り扱う事業者に対して、報告の徴収、助言、勧告、命令ができるようになってきていることから、表現の自由、報道の自由に行政が介入する危険があると出版業界、作家、ジャーナリストなどが反対運動を起こし、こうした世論の高まりによって2年後の2003年4月に政府は一部修正を加えて再提出、この修正された法案に対しても多くのマスコミや関係者は危惧の声を上げましたが、同年5月にこの法案は成立をいたしました。

しかし、出版業界からの強い反対や日本共産党など野党4党の修正要求もあって、政府は民間業者への指導、監督制度については適用除外第50条を設けたのです。その内容として、1つに放送機関、新聞社、通信社、その他の報道機関、これは報道を業として行う個人を含む、2つ目に著述を業として行う者、3つ目に大学、その他の学術研究を目的とする機関もしくは団体、またはそれに属する者、4つ目に宗教団体、宗教活動、5つ目に政治団体、政治活動、この5つの分野を示しました。

しかし、法律では主務大臣の権限で個人情報取扱事業者に対して、報告の徴収、第32条、勧告及び命令、第34条ができることになっていること、また第35条では主務大臣の権限行使に当たっては、表現の自由、信仰の自由、政治活動の自由を妨げてはならないとしていますが、主務大臣が適用除外に当たるかどうかを判断できることになっており、大臣や行政が行使する裁量権の範囲の精神規定にとどまっています。

いずれにしても、政府の修正案に対して、日本ペンクラブ言論表現委員会会長は、メディア

及び表現者が言論表現並びに報道を目的とした個人情報保有し公表することは、民間企業等が営利目的でそれらを保有、利用、公表することとは別であり、憲法第21条に保障された権利に基づいて規定されなければならないと、修正案にも反対の立場を明らかにしましたが、日本ペンクラブが指摘をされるように、言論表現、報道を目的として個人情報を保有、公表することと、民間企業が営利目的でそれらを保有、利用、公表することを区別することが重要ではないかと思えます。新たに条例制定をするに当たり、国の個人情報保護法による第50条の適用除外の規定を本市の条例にも盛り込む必要があると思えますが、いかがでしょうか。

また、行政当局が目的外利用、外部提供を行った場合には、長の判断だけではなく、個人情報保護審議会への報告やその意見の外部への公表などを義務づけることも必要と考えます。

以上2点について、まず市のお考えをお尋ねいたします。

次2点目に、男女共同参画について伺います。

男女共同参画社会基本法施行から5年がたちました。しかし、政府は今年の男女共同参画白書で、政治、行政分野、労働分野及び家庭内のいずれにおいても男女共同参画の歩みが緩やかであると、自らその速度が遅いことを認めています。2000年12月に策定された男女共同参画基本計画の11の重点目標のうち、男女の職業生活と家庭、地域生活の両立の支援を見ますと、育児休業の女性の取得率は、1999年度の56.4%から2002年度には64%とわずかに増えたのに対し、配偶者が出産した男性の取得率は1999年度、0.42%からさらに低下して2002年度は0.33%という状況です。そして、働く女性の6割が第1子出産で仕事をやめ、働きながら出産する女性は23%というのが現実です。

また、基本計画では、2005年度末までに年間総実労働時間1,800時間の早期達成、定着、週40時間労働制の遵守の徹底、年次有給休暇の取得の促進、所得外労働の削減など、就業条件の整備を掲げていました。しかし、現実には、長時間労働、サービス残業が横行し、年間総実労働時間はサービス残業時間を除いても1,948時間、とりわけ子育て世代である30代では、男性の4人に1人が週60時間以上も働くなど、最も労働時間の長い世代になっています。

そして、最も共同参画の遅れが目立っているのが雇用の分野と言えます。基本計画では、均等な機会と待遇の確保を重点目標の一つに掲げてはいますが、均等な機会と言いながらパートなど女性の不安定雇用を増やし、待遇の確保と言いながらパートの待遇はさらに悪化、正社員との賃金格差もほとんど縮小していない、こうした雇用の分野の共同参画の遅れの背景には、企業の責務を求めないという基本法の決定的な弱点があるからです。

基本法制定時の国会論議でも、参考人から事業主の責務を規定した方がよいなどの意見が出され、日本共産党も雇用機会の確保、労働時間の短縮、家族的責任との両立など、企業責任の明記を主張しました。しかし、政府は、企業も国民の責務の中にも含まれるなどという理由で法律に盛り込むことを拒否したのです。ほかにも政策方針決定過程への女性の参画の拡大や高齢者等が安心して暮らせる条件の整備などの重点目標を見ても、数値的にはほとんど前進が見られず、高齢者が安心して暮らせる介護体制や所得保障に至っては、さきの国会で年金改悪が強

行され、来年は介護保険の見直しに当たり軽度の要介護者のサービスの削減をねらうなど、基本計画で掲げる安心とは逆の施策が進められているというのが現状です。

そんな中、基本法が地方公共団体の責務として男女共同参画の施策の策定と実施を義務づけ、地方自治体での条例化や計画策定が進んでいることは、国の基本計画に掲げる重点目標を推進していく上でも大きな力となっています。条例の中には、女性の意見や要求を反映して国の基本法の規定からさらに踏み込んだ問題を盛り込んでいるところがあります。注目されるのが、制定された条例のほとんどに男女共同参画の促進に努める事業者の責務や役割が盛り込まれ、計画には雇用の分野での男女共同参画の促進、家庭生活と職業生活との両立支援などが位置づけられていることです。具体的には、雇用機会均等法や労働基準法、セクハラに関する雇用管理上の配慮についての周知、育児・介護休業の普及、取得の拡大を目指し、数値目標を設定しているところもあります。こうした地方自治体の積極的な取り組みは、最も遅れていると国連女性差別撤廃委員会からも勧告を受けるほどの雇用の分野の改善に、草の根から貢献できるという点で大変有効だと考えますが、いかがでしょうか。

また、苦情処理及び人権が侵害された場合における被害者救済のための措置についても、苦情処理機関を第三者機関として設置したところではその効果を発揮しているということで、これも条例を実効性あるものにするためにも機関の設置は必要だと考えますが、全国で初めて苦情処理機関を発足させた埼玉県は、弁護士などによる3人の苦情処理委員が、この間41件の申し出を受け付け、それによってセクハラを早期解決したことはマスコミなどでも取り上げられました。また、兵庫県でも、処理した中には県の管理職員からセクハラを受けたという囑託の女性職員の申し出を受け、県当局に対し迅速な対応と再発防止を求める助言書を出したという事案があります。この2例目にもあるように、自治体内部で起こる人権侵害に対する申し出などは独立した第三者機関でなければ対応できないのではないかと思います。いかがでしょうか。条例制定を前にこのような他自治体の取り組みについて、市のお考えをお聞かせください。

再質問については、自席よりさせていただきます。

議長（村山弘行議員） 総務部次長。

総務部次長（松田幸夫） まず1点目でございますけども、国の個人情報保護法につきましては、第4章で個人情報取扱事業者、いわゆる個人情報データベース等を事業の用に供している者に対しての義務等を規定されております。しかしながら、今回提案をいたしております本市の個人情報保護条例案につきましては、本条例の第2条第1号に規定いたしておりますとおり、本市の8つの実施機関について、個人情報の適正な取り扱いに關しての必要な事項を定めたものでございます。したがって、国の個人情報保護法第50条の適用除外規定につきましては、既に条例を制定されております全国の市町村の事例にも見られますように、本市の条例での規定においても必要はないというふうに判断をいたしております。

次に、2点目の条例第8条第1項の各号において、業務の目的を超えて目的外利用及び外部

提供を行った場合につきましては、運用の中で第6条に定めております登録表に、目的外利用記録表、または外部提供記録表を添えて審議会の方に報告するようにいたしております。また、審議会での会議あるいは会議録につきましては、基本的には公開をいたすということにしております。

以上です。

議長（村山弘行議員） 11番山路一恵議員。

11番（山路一恵議員） 要するに、この条例案は市が保管、管理している個人情報に関して保護することが主たる目的であって、それ以外の事業者、例えば報道、通信等にかかわる個人情報の保護については、国の法律に沿って対応をします。だから、1問目で要望した第50条の適用除外の規定は必要ないと、そういうふうなとらえ方をしたいのでしょうか。

議長（村山弘行議員） 総務部次長。

総務部次長（松田幸夫） 国の条例、いわゆる基本法というふうに言われておりますけれども、この中にそれぞれ第4条に国の責務、第5条に地方公共団体の責務というのが明記されておまして、おっしゃいますように地方公共団体、つまり太宰府市においては6万6,000人の市民の個人情報を市の責任において保護しなさいと、そういう条例を制定することというふうな規定になっておりますので、それを受けて今回この条例案を提案いたしております。

議長（村山弘行議員） 11番山路一恵議員。

11番（山路一恵議員） わかりました。今言われたように、保護法、個人情報保護法の第5条で今回条例制定の改正を行うようにという義務づけがされて、今議会での提案となっているわけですが、平成16年4月2日に閣議決定をした個人情報の保護に関する基本方針、これを見ますと、地方公共団体が講ずべき個人情報の保護のための措置に関する基本的な事項という中で、広報啓発と住民、事業者への支援という項目があります。そこには、個人情報保護の推進において住民、事業者に身近な行政を担う地方公共団体の役割は重要であり、法では区域内の実情に応じて住民、事業者への支援や苦情の処理のあっせん等に対して必要な措置を講じるように努めなければならないと、このようにあります。個人情報保護法では、第3章第3節の第11条から第13条までがこれに当たりますけれども、既に個人情報保護条例を制定しております全国各地の自治体で、これから条例改正をしようというところではですね、この基本方針に基づいて苦情処理のあっせんや市内事業者及び住民に対する支援、こういったことが論議をされ、その条例に盛り込むかどうかの検討が今されているようであります。そういう状況、他市はもう既に条例を制定しているところはそういう状況なんです、本市が今回制定するに当たって、そういう基本方針を検討するという事は、全くお考えにならなかったのかどうか、その点をお聞きしたいと思います。

議長（村山弘行議員） 総務部次長。

総務部次長（松田幸夫） 今回提案をしております市の条例案の中の第4条あるいは第5条がこれらの関連をしていくというふうに思います。ただ私どもがこの案を策定する過程の中で、国

の情報、まだはっきりした明確な方針が見えてませんでしたので、現状における考え方を現在の状況の中での条例と、条例案という形で制定をいたしておりますので、またそれぞれ国あるいは県の指導等がありましたならば、その時点できちっとした対応をしていきたいというふうに思います。

議長（村山弘行議員） 11番山路一恵議員。

11番（山路一恵議員） これは努力義務ということで、どうしてもやりなさいということではないんでしょうけれども、やはり今後その辺は事業者や住民による個人情報の適正処理の自主的な取り組みを促進させる意味からも、自治体の役割はやっぱり重要だというふうに考えておりますので、この点は今後検討していただきたいと思いますというふうに思います。

それで、コンピューター情報化の進展に伴って、やはり個人情報の流出や漏えいというのが大変社会的な問題になっておりますが、民間事業者の持つ個人情報の不正流出、これを規制して保護すること、これがやはり国民あるいは市民が求めていることだろうと思います。

それで、今回の条例を見ておまして、とてもわかりにくいなと思ったのが、第4条の事業者のところなんですけど、この事業者の定義について、これは前文の5行までが事業者の定義になっているようですが、大変わかりにくいのでちょっと説明を求めたいと思います。

議長（村山弘行議員） 総務部次長。

総務部次長（松田幸夫） それぞれ市が責任を持って事業者等に指導する場合については、あくまでも市が条例として制定している内容に準じてそれぞれの個人情報を保護しなさいというふうな指導の内容になるというふうに判断をいたします。ただコンピューター等々もございしますので、その関連につきましては本条例案の第38条に一定の罰則を制定しながら、きちっとした情報管理について指導するようというふうな内容をここに明記をいたしております。

議長（村山弘行議員） 11番山路一恵議員。

11番（山路一恵議員） その事業者の定義というのは、どういうふうになるんでしょうか。

議長（村山弘行議員） 総務部次長。

総務部次長（松田幸夫） いわゆる市内に事業者として登録されている企業、団体等に該当するものというふうに判断いたします。

議長（村山弘行議員） 11番山路一恵議員。

11番（山路一恵議員） 国の法律の中で、個人情報取扱事業者っていうのが出てきますけれども、この個人情報取扱事業者とただの事業者っていうのは、これは定義が全く違うんですね。それで、その個人情報取扱事業者っていうのは、国の法律できちっといろんな明記がありますが、事業者っていうのは全くないわけですね。この条例の中で見る限りでは、事業者に対して罰則、罰則は法人云々が事業者に当てはまるのかどうかっていうのもありますけど、事業者への例えば注意とか勧告っていうのは、やはり必要、盛り込むことが必要だろうというふうに思うんですけど、その点はいかがでしょうか。外部委託先の情報の漏えいが多いということで、委員会でお配りになった資料の中にも書いてあるんですけども、そういうところで外部

委託者も当然事業者の中に入ると思うんですね。

議長（村山弘行議員） 総務部次長。

総務部次長（松田幸夫） 一般的に言う事業者というふうに判断いたします。

議長（村山弘行議員） 11番山路一恵議員。

11番（山路一恵議員） やはりね、事業者の定義っていうのはきちっとしとくべきだと思うんですが。だから、例えば市が委託をしますよね、外部に。その事業者も当然当てはまりますよね。外部委託の事業者っていうのも含めて事業者っていうんでしょうけれども、事業者に対しての注意、勧告っていうのは、盛り込んでいる自治体があるんですよ。例えば春日市とか、早くから条例つくってますけど、事業者に対する勧告ができるっていうふうなことで条例の中に盛り込んであるんですね。そういうのは、やっぱり入れるべきだろうと思うんですけど、いかがでしょうか。

議長（村山弘行議員） 総務部次長。

総務部次長（松田幸夫） 今回、平成15年、昨年国の方の条例がきちとした形で見えてまいりました。そういう形を受けて、事業者等についてはあくまでも国の段階での規制をしております。春日市等は以前から独自の情報、個人情報条例をつくっておりましたから、その部分が今でも入っているというふうに思います。

議長（村山弘行議員） 11番山路一恵議員。

11番（山路一恵議員） 大変わかりづらい条例で、本当に私もいろいろと法律、国の法律と比較しながら見てたんですが、やっぱり市の条例で一番何が大きかっていったら、やっぱり市民のプライバシー、個人情報を保護するっていうことが一番大切だろうというふうに思います。そういう意味では、実施機関が取り扱う個人情報の保護というところではかなりいい条例だろうというふうには思いますけれども、もうちょっとですね、やはり今後ですね、新しく法律ができて改正されている中で、やっぱりもうちょっとここは充実させた方がよからうという点もあると思いますので、その点をお願いをしておきたいと思います。

それで、個人情報の関係で言えば、国会で以前個人情報保護法が審議をされている最中に、防衛庁が自衛隊入隊に適齢となった全国の若者の個人情報、いわゆる自衛官適齢者情報を収集していたという事実が明らかになりました。この適齢者情報っていうのは、住所、氏名、生年月日、世帯主氏名のほか職業、健康状態、技術免許等、募集上参考となる事項という大変幅広い情報なんですが、防衛庁の発表では、2003年4月現在、3,190ある市町村の中で、少なくとも822の自治体が防衛庁にこの情報を提供をしていたということが国会の中でも明らかになっています。このうち557の自治体は、職業や家庭環境など慎重に取り扱うべき情報まで提供をしていたということで、本当に社会的な大問題になりましたけれども、しかし防衛庁や総務省は、地方自治体が自衛官募集事務を行うことは、自衛隊法第97条に基づく法定受託事務であり、適齢者情報の収集、提供もその一環だということで、情報収集を正当化して引き続き情報提供を求めることを明言しています。しかし、仮にこの自衛官募集事務が必要という立場では

あっても、個人情報保護の立場からはこのような情報収集あるいは提供っていうのは、やはり認められるものではありません。今回条例制定されています第8条の6項のようにですね、個人情報を行政機関が目的外に利用することも相当な理由というあいまいな要件で認められる可能性がありますので、この点を確認しておきたいんですけども、本市では過去あるいは現在において防衛庁に対してこの適齢者情報の提供を行ったことがあるのかどうか、また自衛官募集についての市のお考えをお聞かせください。

議長（村山弘行議員） 総務部次長。

総務部次長（松田幸夫） この自衛官募集のための住民基本台帳の閲覧の件につきましては、本市においては公用閲覧という形で公開をしているという現状がございます。ただ住所と氏名と性別、生年月日、この4項目だけを閲覧という形で受け付けをやっているというふうなことでございます。

ただ住民基本台帳法というのがございまして、こちらの方で何人でも閲覧、部分の写しという部分がございますし、自衛隊法施行令と申しますか、その中でも市町村に対して必要な資料の提出を求められることができるという、いわゆる上位の法令によって本市においてもこの個人情報保護条例の中で30条あるいは8条に該当するというような中身において事務処理をしていくという考えを持っております。

議長（村山弘行議員） 11番山路一恵議員。

11番（山路一恵議員） ということは、例えば情報、名簿の提出などを求められれば、それに応じるということですか。

議長（村山弘行議員） 総務部次長。

総務部次長（松田幸夫） あくまで閲覧という形で事務手続を行っております。

議長（村山弘行議員） 11番山路一恵議員。

11番（山路一恵議員） はい、わかりました。

防衛庁は、口では依頼と言いながら、実際には情報提供に非協力的な自治体に対しては、様々な圧力をかけて提供を強要しているというのが実態です。しかしながら、適齢者情報の提供は法令上の義務は全くありません。全体の7割を超える自治体が自衛官の募集よりも個人情報保護の方が重要だと判断して、提供を拒んでいるというのが実情ですから、今後ですね、こういった件で対応を迫られることがないとも限りませんので、そのときは幾ら圧力をかけられようと、市民のプライバシー保護、個人情報保護の立場で責任ある対応をしていただくようにくれぐれもお願いをしておきたいというふうに思います。

個人情報については終わりました、男女共同参画の方、お願いします。

議長（村山弘行議員） 市民生活部長。

市民生活部長（関岡 勉） 男女共同参画社会実現のための条例制定につきましては、本市男女共同参画審議会から12月20日に答申をいただく予定でございます。本市としましては、答申を十分に尊重し、条例案を検討してまいります。男女共同参画社会基本法の趣旨に沿い、基本理

念、市と市民の責務、基本的施策、市の施策に関する苦情処理や人権救済の責務について、さらに具体化していくことで実効性のあるものにしていかなければならないと考えております。本市の男女共同参画推進の取り組みは、男女共同参画プランに示しているところでございますが、人権確立を基本にして、性別にかかわらず個人の個性と能力が発揮できる社会を目指すものでございます。

また、職場生活と家庭生活との両立を目標に働きやすい職場環境づくりの施策を上げておりますが、民間企業、事業所についての環境改善には、専ら関係法令等の制度普及及び促進のための広報にとどまっております。企業、事業所が社会の一員として男女共同参画の視点を持って、その職場環境改善に取り組んでいただくことは男性を含めた働き方の見直しにもつながり、大変意義あることと思っております。このように、市と市民あるいは事業者等がそれぞれの分野でともに責務を果たしながら、男女共同参画社会に寄与していくことが大変重要なことと考えております。

以上でございます。

議長（村山弘行議員） 11番山路一恵議員。

11番（山路一恵議員） 今お答えの中では、雇用の分野における取り組みについては大変意義のあることだと、そういうご認識を確認いたしましたので、ぜひ条例でも具体化をさせていただくことをお願いしたいんですが、例えば、雇用の分野における行政の取り組みとして、私が注目しているのが福間町の条例です。福間町の男女がともに歩むまちづくり基本条例の事業者の責務の中には、町と工事請負などの契約を希望し業者登録する場合、男女共同参画の推進状況の提出を義務づけています。その内容は、従業員、管理職の男女数と割合の報告、育児や介護休業制度の利用状況、仕事と家庭の両立支援のための事業所の取り組み、それからセクハラ防止などですが、こうした取り組みについて福間町は育児、介護制度等の規定については、大規模な事業所が行うにとどまっております、小規模事業所に対する啓発活動の必要性を感じていると、内閣府が行ったアンケート調査にこのようにお答えになっております。先ほども申しましたけれども、こうした取り組みは大変有効だと思います。事業者に対して男女共同参画社会の意義、それから男女雇用機会均等法の趣旨、これらを理解して意義を高めてもらうことで個人の就労における権利を確保することができますし、自治体においても雇用の場での男女共同参画の現状を把握できると同時に、自治体で取り組むべき施策も見えてくるのではないかと思います。担当課の方では、こういった県内自治体の取り組みは既に把握をされていると思いますので、ぜひ前向きなご検討をお願いしておきます。

次に、苦情処理機関の設置についてですが、昨日の片井議員の質問でも触れられておりましたけれども、行政内部のセクハラの防止対策について伺います。

その対策の内容と、それから対策委員並びに相談委員の中に女性が何人入っておられるのか、それをまずお答えをお願いします。

議長（村山弘行議員） 総務部長。

総務部長（平島鉄信） 平成11年4月より男女雇用の機会均等法が改正されました。その21条に職場におけるセクハラ防止の雇用管理上の必要な事項が義務づけられております。それを受けまして、昨日も言いましたように、平成11年9月にセクハラ、セクシュアルハラスメントの防止に向けた取り組みのために臨時、嘱託、委託職員を含めた、もちろん正職員も含めてですけども、意識調査をいたしております。その同年12月に職場におけるセクシュアルハラスメントの防止に関する基本方針、太宰府市の方針を策定いたしまして、このアンケート調査をもとに防止のための職員の研修会を行っております。そして、平成13年にはセクハラ防止に関する規定を設けて、現在のところ職員及び所属長の責務、それから先ほど質問ありましたように、相談窓口の設置、それから対策委員会を設置いたして、今そのセクハラ防止に対する防止対策を行っておるところでございます。

この相談員制度でございますけども、これはもうこの規定の中でどの方がするというようなことを決めておりまして、行政経営課の人事係長、これは男性ですが、それと人権同和政策課男女共同参画推進の係長、女性ですね、それから衛生管理者といたしまして保健師がいますが、女性が2人、男性1名ということが相談員ということで任命をいたしております。

議長（村山弘行議員） 11番山路一恵議員。

11番（山路一恵議員） 対策委員会の方はちょっとお答えがなかったみたいでしたけれども。

議長（村山弘行議員） 総務部長。

総務部長（平島鉄信） 対策委員会の方では、トップがですね、充て職になっておりまして、行政経営課長、男性ですね、それから同じく充て職で人権同和政策課長、それから教育部の教務課長、それに管理監督の職にある者として国保年金課長、それから上下水道課の庶務管理係長、それから職員団体が推薦する者として総務部の秘書広報課、それから上下水道課の職員がなっております。職員団体の推薦が2人で、男性、女性が1人ずつ。それから、管理監督の職にある者が2人でございまして、これは女性が2人です。それから、あと課長は充て職で、さっき言ったとおり男性ということで、女性が3名で男性が4名という形になっております。

議長（村山弘行議員） 11番山路一恵議員。

11番（山路一恵議員） それで、以前組合が実施したアンケートを見せてもらったことがあるんですが、セクハラの実事はあるわけですね。数字がちょっと何%か覚えてませんけど。それで、こういった相談窓口への苦情っていうのは今までにあったんでしょうか。

議長（村山弘行議員） 総務部長。

総務部長（平島鉄信） 相談員の方には正式にあっておりません。

議長（村山弘行議員） 11番山路一恵議員。

11番（山路一恵議員） やはり内部の人間に相談するということが非常に勇気の要ることだということで、やはりセクハラというのは一般的には職場の上司が部下に対して、また学校の教師が生徒に対してというように上下関係、支配服従の関係の中で行われるというのが通常です。ですから、相談窓口が内部の場合はですね、逆に自分が不当な扱いを受けるんではない

か、あるいはそういう不安があって、結局全部もみ消されてしまうのではないかと、こういう不安があります。ですから、やはり外部の相談窓口というのが当然必要になってくるだろうというふうに思うんですが、やはり既に男女共同参画条例の中で苦情処理機関を設置しているところを見ますと、やっぱりセクハラといったような相談が一番多いように見受けられます。ですから、やはり本市でもその条例の中で、中間答申ではオンブズパーソンという名称で設置が盛り込んでありますけれども、このような第三者機関の位置づけで苦情処理機関を設置することについては、ほかの自治体の状況を調査されてると思いますが、どのようなお考えを、見解をお持ちなのかお聞かせをいただきたいと思えます。

議長（村山弘行議員） 総務部長。

総務部長（平島鉄信） 他市の状況までちょっと調査しておりませんが、いつも研修会あるいは啓発の中でこの相談員がありますよということを申し伝えております。この内部の相談員ですから、非常に傷ついた、セクハラを受けた方がなかなかできないのではないかというようなお話もございます。それで、共済の方には心の相談ネットワークというのがあって、電話で相談を受けたりしておりまして、仕事や人間関係などで悩みのある方はお気軽に相談くださいということ、それからちくし女性ホットラインというのもございますし、組合の方でもそういう対策をとってありまして、組合の方ではNPOの方でセクシュアルハラスメントの相談窓口ってようなのを設けてありますので、そういうところにご相談をというようなことも、職員向けに「アプローチ」ってというような、こういうのが年に何回か出してるんですが、そういう窓口でどうぞというようなお話です。なかなか心の相談というのも、もう一つほかに私悩みがあるんですけども、なかなか市役所が設置をした第三者機関に行きなさいよと言っても、そこから市役所にそういうのがあるのではないかな、報告があるのではないかなというようなことも心配なさって、なかなかそういうのがないというようなことでございますので、こういうふうに全く第三者機関、NPOあたり等々が設けた機関の方が相談しやすいのかなということも思っておりまして、現在そういう紹介をいたしているところでございます。

議長（村山弘行議員） 市民生活部長。

市民生活部長（関岡 勉） 条例の中にそうした、先ほどお話しされたような部分も盛り込むのかということでございますが、先ほど来申し上げておりますように、まずは12月20日の答申を見せていただいて、内部の中で十分に協議をしたいというふうに思っておりますので、よろしく申し上げます。

以上です。

議長（村山弘行議員） 11番山路一恵議員。

11番（山路一恵議員） 市役所内部の対応については、幾つか対策を言われましたけども、悩みがあるということもわかりますけど、ただやはりカウンセラーを設置するとかということについては、早急に検討され、やっぱり実現をさせていっていただきたいというふうに思います。

それで、苦情処理機関の役割としましては、先ほど言ったようにセクハラその他の人権侵害にかかわる相談、苦情はもちろんのこと、男女平等社会を推進する上で弊害となり得る固定概念など、参画推進の観点からあらゆる施策を見直すその発信地としての役割もあると思うんですね。例えば、これは足立区の例ですけれども、中学生のある女の子が、なぜ女子の制服はスカートと決まっているのか、自分はズボンをはきたいのにはけないという訴えから、苦情処理委員会に女子はスカート、男子はズボンという固定的な観念ではなく選択できるようにしてほしいといった申し出が出されました。それについての委員会の回答はどうだったかと言いますと、女子はスカートに限ることは条例の趣旨から男女共同参画の視点を欠いている、他校の生徒からもズボンを着用したいと申し出があった場合、男女共同の視点で対応してほしいと、そういう回答が出されたということです。これは、男女の固定概念についての問題提起と中学生の女の子の人権について審査をされたケースですが、これを聞いたら1人のわがままを聞いていていいのかとか、風紀を乱すとか、そういう批判的な意見も当然あると思います。けれども、中には今まで当たり前と思っていたことが、ただ単に制服の問題というのではなく、人権にかかわる問題なんだと意識を新たにする人もいるはずなんですね。そうした問題提起が男女平等社会を進める上では必要なだろうと思います。そういう意味からも、中間答申で言うところのオンブズパーソンの設置は、ぜひ条例に盛り込んでいただきたいと思います。

それと、今国においては男女共同参画の名のもとに新たな犠牲と負担、これを女性に求める動きが強まっていることは見過ごすことができません。例えば税制、社会保障、雇用の問題などを中心に政府の施策が男女共同参画の形成に及ぼす影響について、調査研究をしてきた男女共同参画会議影響調査専門委員会、この委員会が2002年12月に提出をしたライフスタイルの選択と税制、社会保障、雇用システムに関する報告、この中で配偶者特別控除・配偶者控除の廃止・縮小、第三者被保険者制度の見直しなどを提起し、今年の1月から所得税で配偶者特別控除が廃止をされているというのもその一例です。こうした制度の見直しは、専業主婦や低収入のパートで働く主婦と、その世帯に増税と保険料負担という負担増をもたらすのは明らかなものです。しかし、なぜそれが男女共同参画につながるのでしょうか。この影響調査報告などは、こうした制度が専業主婦を優遇しているために主婦が就職を思いとどまったり、パートで働いても年103万円を超えないように就業時間を調整する、つまりライフスタイルの選択に中立でない、そしてそのことが女性の低賃金の原因になっているということです。しかし、これは実態を見ない議論です。2002年に全労連のパート、臨時労働連絡会というところが行ったアンケートによりますと、調整をしなくても年間103万円にならない人が44.8%、103万円を気にせず超えて働いている人が22.3%、休みや時間減などで103万円を超えないように調整をしている人が26.8%という結果でした。パートで働く女性のうち半数近い人が調整をしなくても年収103万円にもならないというところにこそ根本的な問題があるのではないのでしょうか。そして、その低賃金の責任は女性パート労働者の側にあるのではなく、女性を安上がりの便利な労働者として活用をしている企業の側にあります。そうした中で、配偶者特別控除や配偶者

控除は、現状ではむしろ女性が置かれた劣悪な状況を補う役割を果たしているのであって、女性の自立の名でこうした制度を廃止すべきだというのはどうしても認めることはできません。その調査委員会が言うように、ライフスタイルの選択に中立というならば、働きたいと願う女性が仕事と子育て、家庭を両立できる条件整備をすることこそが優先的に取り組まなければならないと思います。でもって、こうした国のもくろみが男女共同参画イコール専業主婦の否定という議論につながっているということは、大変憂慮すべきことです。こうした国の動向に対しては、やはり地方の側から批判の声を上げていただきたいというふうに思うわけですが、最後に市長に男女共同参画社会の構築に向けてのお考えをお聞きしまして終わりにしたいと思います。

議長（村山弘行議員） 市長。

市長（佐藤善郎） 男女共同参画社会の実現でございますが、この男女共同参画社会を形成する、この促進は皆さんいろいろご意見拝聴したとおりでございますが、我々といたしましては、男女の人権確立と同時に地域社会の活性化につながるというもろもろの条件も考えております。本市にとっての男女共同参画社会の推進ということにつきましては、大変重要な課題だと思っておりますし、これはただいま計画、プラン、答申等々条例の制定といろいろのご意見賜っておりますが、問題はそういう法令、プラン等の作成だけじゃなくて、この男女共同社会の実現は行政だけでやれるものではございません。今後は、議員の皆様方をはじめ市民あるいは事業者等につきましても、この男女共同参画の意義を理解いただきまして、それを広めると同時に協力をお願いしていきたいと、かように考えております。

議長（村山弘行議員） 11番山路一恵議員。

11番（山路一恵議員） ありがとうございます。太宰府市の条例がですね、中間答申同様に中身のあるすばらしいものになりますように大いに期待を持って質問を終わります。

議長（村山弘行議員） 11番山路一恵議員の一般質問は終わりました。

ここで15時40分まで休憩いたします。

休憩 午後3時23分

~~~~~

再開 午後3時40分

議長（村山弘行議員） 休憩前に引き続き会議を開きます。

次に、16番田川武茂議員の一般質問を許可します。

〔16番 田川武茂議員 登壇〕

16番（田川武茂議員） では、ただいま議長より一般質問の許可をいただきましたので、通告に従い、私は君畑交差点角のファミリーレストランの存続に向けての質問と道の駅建設の考えがあるかないか、2点についてお伺いをしたいと思います。

最初に、君畑ファミリーレストランが出店されたのが昭和55年であります。それから25年が経過されておりますが、今ではもうすっかり太宰府市民、地元住民の憩いの場所として親しま

れておるわけでありませう。しかし、平成14年5月に学校法人都築学園が買収しており、現在フォルクス店が営業は続けておりますが、前地権者との賃貸契約が平成18年1月末日までになっている関係上、営業は続けるとのことではありますが、都築学園さんからは再契約はしないとの通告を受けているのであります。都築学園としては、この土地約1,000坪の敷地に噴水を建造し、残った部分には駐車場として利用を考えているようでありますが、もしこのファミリーレストランがなくなるようなことになれば、太宰府市の活性化に少なからず悪影響を与えるものと思われませう。来年秋にはいよいよ待望の国立博物館が開館されますが、太宰府市に訪れる観光客に対し、休憩する場所もない、また食事をする場所もないでは、太宰府市の大きなイメージダウンにつながりかねませう。そこで、今後都築学園さんが事業計画を打ち出す前に、地域住民はもちろんのこと太宰府市からも強く都築学園さんに存続に向けての要望をしていただきたいと思います。市長の考えをお伺いいたします。

次に、道の駅を皆さん方ご存じでしょうか。高速道路にサービスエリア、パーキングエリアがあるように、一般道にも同じような施設があると便利だということで国土交通省が中心となって整備を進めているのが道の駅であります。この道の駅は、平成15年8月現在で全国に約743か所が登録されているのでありますが、太宰府市のまちの活性化に向けて観光客が利用し、また市の発展につながるような大型レストランの誘致や道の駅誘致等の考えがあるかないか、お伺いしたいと思います。

あとは自席にて質問をさせていただきます。

議長（村山弘行議員） ちょっと、田川議員。レストランの存続についてという事前通告で、道の駅は通告して……。

16番（田川武茂議員） いや、これ原稿に書いて出しとるんですが、それは認められませうか。

議長（村山弘行議員） フォルクスの跡地にというようなことであれば関連は可能と思いきげども。

16番（田川武茂議員） いや、それはどっちでもいいですよ。跡地でできるかできんかです。

議長（村山弘行議員） ちょっと暫時休憩いたします。

休憩 午後3時43分

~~~~~

再開 午後3時50分

議長（村山弘行議員） 休憩前に引き続き会議を開きます。

先ほど田川武茂議員の道の駅の発言につきましては通告外ということで、君畑交差点のレストランフォルクスの存続についてということについての一般質問といたしたいと思います。

じゃあ、答弁。

地域振興部長。

地域振興部長（石橋正直） ご質問についてご答弁申し上げます。

ファミリーレストランフォルクスがなくなれば、確かに利用客によるにぎわいは減少するかと思われま。また、店舗の照明も消え、一帯が暗くなることが予想されます。しかしながら、第一経済大学の駐車場という目的を持って学校法人都築学園が買収されたということであれば、都市計画法上の用途的にも特に問題はございません。まして学校法人所有の土地でありますので、市として駐車場整備の取りやめやレストランフォルクスの存続を申し入れることは好ましくないと考えますので、ご理解ください。

なお、学校法人都築学園が駐車場を整備される際に、景観等も十分考慮していただくことはもちろん、防犯上の観点からも一定の照明量を確保していただくよう市から要請したいと考えております。

以上です。

議長（村山弘行議員） 16番田川武茂議員。

16番（田川武茂議員） 私がですね、この問題を通告した時点で部長のお答えはですね、こういうふうになっておったんですが、しかしですね、これ私の一存じゃないわけですから、地域住民の強い要請があつてのことですから、そのことをご理解いただきたいと思います。

本当に地域住民からはですね、本当にここに1,000坪の土地にですね、そりゃ噴水ができるかもしれません。だから、あとはですね、噴水ができて100坪か200坪、あと700坪、800坪にですね、これ駐車場になってしまうわけですよ。そうすることによってですね、暴走族のたまり場になるとかですね、またあるいはにぎわいがもう全く消えてしまう。だから、今後やっぱり地元をはじめ太宰府市民の大きなやっぱりこれは活性化の失墜につながるんじゃないかというような考えをですね、強く持っておるわけですけど。

そこでですね、本当にこれ行政としては、これがですね、一般の企業なら、私もそれは理解します。だがしかし、これは学校法人なんです、ね。今1,000坪に対する固定資産税が入っておるか入ってないか、それはどれくらい入ってるか私は存じませんが、しかしですね、これが学校法人となるとですね、固定資産税もう一銭も入らんわけでしょう。大きなこれは太宰府にとってですね、これは損失じゃないかと思ひます。

そこで、やっぱり太宰府市ですね、本当にやっぱり面積が29.61km<sup>2</sup>しかないわけですけど、筑紫野市ですね、3分の1しかないわけですよ。その狭い行政の面積の中でですね、その15%がまた特別史跡地。全くですね、そこに手がつけられない。太宰府市としてはですね、本当にこのまちづくりをですね、間違えると、手法を間違えるとですね、やはり大変なことになるんじゃないかという気がいたします。しかも、太宰府にしかないという特別な特産品もないしですね、そこに加えて来年の10月、これは国立博物館もオープンするわけですけど、確たるですね道路整備も進んでいないわけですよ。そこで、昨日も道路の問題で福廣議員、安部議員さんから質問がございましたけど、それがやっぱり現状じゃないかと思うわけですけど、この3号線の君畑交差点はですね、本当に太宰府ですね、4車線あるわけですけど、大動脈にやっぱり匹敵するもんですよ。それから、あえてあの土地にですね、噴水とか

駐車場になるとですね、本当に私ども地域住民はもう非常にですね、これは理解に苦しんでおります。ファミリーレストランのあるあの土地の有効活用がですね、今後のやっぱり太宰府のやっぱり一つの大きな問題じゃないかなというふうに私は考えておるわけですけど。

今後やっぱり太宰府のまちづくりをですね、大きくやっぱり左右する不可欠のポイント、支点になるわけですから、今後のまちづくりのあり方をですね。例えば大阪にですね、大阪府の池田ですね、ここにこういう本があるわけですけど、「ガバナンス新地域づくりの支点」という本があるわけですけど、池田まちづくり株式会社を設立、こういうものがあるわけですね。本当にやっぱりこんなところはやっぱり株式会社にしてですね、出資を大阪府の池田市ですね、10万人ですか、地域の活性化を担う池田まちづくりの株式会社（仮称）、設立する資本金3,000万円、うち市が1,000万円、商工会議所が300万円出資し、残りは市民からの出資を募る、そういうですね、今後やっぱりこういうものがあるわけですね、本当にすばらしい構想ではないかと私は思っておるわけですけど、本当にそういうことを考えて、ひとつ市の方も、行政の方もですね、積極的に取り組んでいただけないかですね、そういったものを踏まえてですよ。部長、もう一回答弁をよろしくお願いします。

議長（村山弘行議員） 地域振興部長。

地域振興部長（石橋正直） 田川議員の市を愛する心は大変私もよく存じておりまして、レストランを残したいという気持ちも大変よくわかります。しかし、先ほども申しましたように、学校が目的を持って購入した土地でございますので、市としては手が出せないという考え方に変わりはございません。ただ、地域が皆さんで存続を希望されて、そういう運動を学校に起こされるのであれば、市もバックアップはしていきたいというふうに考えております。

議長（村山弘行議員） 16番田川武茂議員。

16番（田川武茂議員） 先日ですね、12月2日、私は第一経済大学に行ってですね、理事の学部長さん、これは都築学園の総長の片腕として、何かそういう力があるそうですけど、それとですね、理事部長ですか、それから事務局長さんと私はお会いしたんですが、その中でですね、とにかく地元、太宰府市民として、レストランが消えたら本当に灯が消えますよ、だからこれはね、やっぱりにぎわいが途絶えるから、これはやっぱり存続してほしいとお願いをしたらですね、実は学部長さんがですね、理事会に諮りますと、理事会に提案しますよと、そういう約束をさせていただいております。だから、私はこれは期待を持っておるわけですけど、だからまた今後もやっぱり地元としてそういう運動は続けますが、市からもですね、市長からもその一言をですね、言ってもらえばですね、これはもう確たる存続に向けてですね、大きく変わるんじゃないか、そういうふうな気持ちを持っております。市長、そういうことですがね、市としては一切これには立ち入りできないというお考えでしょうか、市長のお考えをじゃ一言。

議長（村山弘行議員） 市長。

市長（佐藤善郎） 今都築学園が買収したという第一経済大学横のいわゆるフォルクスのある土地、第一経済大学が買収したということでございますが、その後の計画につきましては、

学校法人都築学園からは何らの報告なり計画は聞いておりません。そういう計画等があれば、十分お聞きしたいと思いますし、またその席におきましては本日の本会議で田川議員からのご提言等があったことにつきましてはお伝え申し上げたいと思います。いずれにしても、フォルクスがごさいます君畑の角地は、太宰府市の中でも3号線の重要な交差点でございますし、今後のまちづくりの中にもキーポイントになる場所じゃないかと思えます。十分配慮しながらご意見を聞いていきたいと思っております。

議長（村山弘行議員） 16番田川武茂議員。

16番（田川武茂議員） そういうことであればですね、また地元からも最大の努力をしていきますし、ひとつそういうときにはですね、市長も行政からもですね、一言言ってもらえれば、これは私もそういうふうになるんじゃないかなというように思っております。

何ですかね、あそこの床屋さんが今ありますよね、床屋さんが12月いっぱい、本屋さんが来年の何月までかって、そういうふうなまだ契約があるそうですけど。そして、向こうに空き家があるわけですけどね、ビデオ屋しよった。そういったところはですね、もう近々解体するようです。そういうことを話聞いとるもんですから。まだ平成18年いっぱいあるからということ、これは見過ごしとったらですね、本当にやっぱりそういうふうになってしまうもんですから、そこら辺は十分気をつけていただきたいと思えます。

今回私がですね、こういうふうな本市の限られた土地をですね、いかに有効に活用し、今後の活性化に生かしてですね、いくべきかという視点からですね、この問題提起をしたわけですけど、ただでさえ天満宮のですね、一極集中なんですよ。だから、通過観光の一辺倒のあり方を滞在型観光に変えていくためにはですね、交通の拠点とも言うべき君畑交差点周辺については特に慎重に対処をすべきであり、現在年間650万人もの方々ですね、太宰府市に、天満宮にですね、来られてるとはいえ、経済波及効果という点ではですね、決して満足できるものではありません。国博オープンを10か月後に控えた今こそ、まちづくりのあり方をですね、抜本的にやっぱり考えるべきではなからうかと、そういうふうを考えてからですね、こういうふうな質問をしたわけですけど、ひとつ今後ですね、地元としても最善の努力をしていきますので、行政からもですね、ひとつバックアップをよろしくお願い申し上げましてですね、私の質問を終わらせてもらいます。

議長（村山弘行議員） 16番田川武茂議員の一般質問は終わりました。

次に、12番小柳道枝議員の一般質問を許可します。

〔12番 小柳道枝議員 登壇〕

12番（小柳道枝議員） 本年最後の一般質問ということになりました。皆様方には本当に2日間にわたり長時間にわたりましてお疲れのところ申しわけございませんが、いましばらくご配慮ください。

ただいま議長より一般質問の許可を得ましたので、通告に従いまして質問をいたします。

今回の質問内容は、本市における子ども条例の制定の考えについてお尋ねいたします。

子どもは、両親の愛情のもとにこの世に生を授かり誕生いたします。その子どもは、新しい家族の一員として両親はもとより周囲の温かい愛情のもと、大切に育てられていくことが最も大切なことであると思います。子は宝、よく言われますが、これは何も家族のみにとってという意味ではないと思います。私たちの跡を継ぎ、次の時代を担っていってもらうための国の宝でもあるのです。

しかしながら、現在の社会においては、その宝である子どもたちを取り巻く環境は目まぐるしく変化し、核家族や共働き家庭の増加、ひいては少子化といった現象を招いております。また一方では、ライフスタイルの変化が食生活の変化をももたらしております。飽食の時代と言われるように、昔に比べると食べ物が豊かになったゆえに偏食する子やファーストフード中心の食生活を送る子どもが増加しているのではないのでしょうか。このことは、近年目立って使用されるようになりました食育という言葉に裏づけされていると考えられます。これらの様々な要因が相まって子どもたちの体力や学力の低下あるいは我慢することができない、いわゆるキレやすい子どもの増加を引き起こしていると考えられます。

近年の状況を見ると、いじめ、不登校、引きこもりなど、子ども自身に降りかかる問題が深刻化し、また複雑化、社会問題化をいたしております。特に、昨今においては子どもを守る立場である大人による児童虐待がクローズアップされるようになり、児童に対する重大な人権侵害として憂慮されております。このような現状の中で、子どもたち一人ひとりの人格を尊重した育成を行っていくためにも、家庭、学校、行政、企業、さらには地域住民が一丸となって支え合っていくことがまずもって大切であると考えます。

今から15年前の1989年11月20日に、国際連合総会で満場一致で採択された児童の権利条約は、それから5年後の1994年に国内発効され、多くの市町村においても条例の制定がなされております。本市におきましても、2001年3月に太宰府市児童育成計画が策定され、子どもの人権が最大限に尊重され、子どもが健やかに育ち、親が子育ての喜びや楽しさを実感し、子どもとともに成長することができる社会の実現を目指して親と子の育ち合いを支えるまちづくりを基本理念に位置づけ、未来への使者である子どもたちの環境づくりに取り組まれております。

そこで、今回以下の2点についてお尋ね申し上げます。

まず、今申し上げました太宰府市児童育成計画についてであります。策定後既に3年が経過しておりますが、現在までにどのような取り組みがなされてきたのか、具体的にご回答をお願いいたします。

その上で、これまでの成果としてとらえてあるもの、また反対に問題点として上げられるものについて、あわせてご回答をいただきたいと思っております。

次に、成長過程にある子どもたち自身の現状と子どもたちを取り巻くその生活環境として、家庭、学校、行政、地域などの実態を概観された上で、それぞれの立場での責務やその役割について、市の見解をお示しいただくとともに、今後子どもに関する条例の制定に向けてのお考えをお伺いいたします。

執行部におかれましては、誠意あるご回答に期待いたしております。

以下、再質問については、自席にて行います。よろしく願いいたします。

議長（村山弘行議員） 健康福祉部長。

健康福祉部長（古川泰博） 市長へのご質問でございますが、まず私の方から回答させていただきます。

まず1点目でございますが、子どもの人格を健全にはぐくみ育てていくためにも大人の責任は大きいと考える、本市の現状を伺うということでございますので、まずその点からお答えしたいと思います。

平成13年3月に、親と子の育ち合いを支えるまちづくりを基本理念とする太宰府市児童育成計画を策定し、平成22年度を目標年度として目標事業量を設定いたしました。現在、保育所の新設等により保育所の定員や延長保育の実施、保育所数、それから子育て支援センターの数など、一部達成した事業もございます。しかし、保育所数につきましては、目標以上に達成しているものの、待機児童が発生しているのが現状でございます。子育て支援センターの事業につきましては、需要が多く、子育ての悩みを相談できない保護者の方が相当数あるのが現状でございます。

また、ソフト的な部分につきましては、児童虐待への対応、そういうものにつきましては主任児童員、それから補導担当教員等で構成いたします児童SOSネットワーク地域連絡会議を毎月開催をいたしまして、情報交換を行っております。実際の支援につきましては、保健センターの保健師や児童相談所と連携をしながら実施しているところでございます。

近年、児童相談所への虐待に関する相談件数が年々増加していることなど、児童虐待に関する問題が深刻化しております。児童虐待の早期発見、早期対応、それから児童の適切な保護を行うことが緊急の課題となっております。本年4月には児童虐待の防止等に関する法律が制定され、本年11月には児童福祉法が改正されたところでございます。その中で、市町村が担う役割が法律上明確化され、また拡大されたところでございます。

また、次世代育成支援対策推進法に基づき太宰府市次世代育成支援対策行動計画を作成中でございます。この計画につきましては、太宰府市児童育成計画の基本理念を踏襲し、現在の状況を踏まえて多様な施策を取り入れていきたいというふうに思っております。今後は、積極的な地域での相談業務の構築やファミリーサポートセンター会員募集時の研修、そういうものにより人材の育成を推進しながら、地域の子育て力の向上を図ることで子どもたちが健全に育つ環境づくりを行ってまいりたいと考えております。同計画に基づき今後は施策を進めていくことといたしております。

2点目でございますが、子ども条例の制定についてということで、何点がご質問いただいておりますので、その点につきましてご回答させていただきます。

子どもを健全にはぐくむためには、その人権を尊重し、子どもの目線に立つ姿勢が重要なこととございます。そこで、まず家庭の責務といたしましては、子どもの最善の利益を確保する

ためには子どもの人格形成に対する責任を自覚し、好ましい家族関係を築き、愛情を持って基本的な生活習慣や社会的な決まり事を守る意識を身につけさせることだと思います。地域につきましては、人間関係を豊かにする場であることから、子どもが安心して心豊かに過ごせるように遊びや活動を支援すること。学校の責務といたしましては、集団生活を通して心身の発達に応じた生きる力を身につけさせるとともに地域とのつながりを持つこと。企業の責務といたしましては、子どもの成長に与える影響を認識し、子育てしやすい職場環境の構築をすること、また子どもの育成に関する活動に協力すること。それから、行政の責務といたしましては、すべての子育て家庭や子どもたちの支援を総合的に推進するため家庭や地域、それから子育てサークル、企業などと相互連携を図り支援の充実に努めることであると考えております。こうした責務を踏まえ、現在次世代育成支援対策行動計画を作成中であり、この計画につきましては来年3月までには策定をしたいというふうに思っております。その計画につきましては、具体的には平成17年度から実施することありますので、子ども条例の制定につきましては、貴重な提言と受けとめて今後の課題とさせていただきたいと思っております。

以上でございます。

議長（村山弘行議員） 12番小柳道枝議員。

12番（小柳道枝議員） 今ご答弁いただきまして、2項目にわたりご答弁いただきました。子どもを取り巻いている現状を執行部、そして現場の方も理解していると私は判断をしたいと思っております。そしてまた、その取り組みについてもですね、前向きにあるとは思いますが、今待機児童の面が出ておりますが、昨年でしたかね、待機児童ゼロというような報告を受け取った覚えがございますが、ちなみにあれからまだ1年も、おおざの保育所ができてからそのように報告を受けておりますが、それ以後、子どもの数が、人口が増えたのか、太宰府の若い世代が増えたのか、横ばいなのか、その辺の実態はおわかりでしょうか。

議長（村山弘行議員） 健康福祉部長。

健康福祉部長（古川泰博） 保育所の数につきましては、児童育成計画の中では平成12年度の状況と、それから平成16年度、今年度ですがおおざの保育園さんが開園していただいて8か所というところで、目標は達成したんですが、答弁の中にもありましたように、待機児童については解消というところですね、保育所の方も定数を増やしていただいたりとか、そういう努力はしていただいておりますが、現在47名ほどですね、待機されてる子どもさんがおられます。

それで、今後は待機児童をなくすということは、保育所の定員を増やすということになるかと思いますが、待機児童が増えることにつきましては、いろんな要因があると思います。女性の社会進出とか、それから本市としては人口はそう多くは増えてないんですが、いろんな要因はあるかと思えます。それを次世代の中でも保育所の待機児童の解消というのがまず一番に考えなければいけないというふうに思っておりますので、その辺は公立、私立とございますが、いろんな形で解消に向けてですね、努力はしていきたいと思えます。

議長（村山弘行議員） 12番小柳道枝議員。

12番（小柳道枝議員） じゃあ待機児童ゼロというまではいかないと思いますが、できるだけ働く女性の、お母さんたちの立場、そしてまた安全に子どもたちが安心して保育できるようなその整備にお力を入れてもらいたいと思います。

と同時にですね、私考えますが、子どもの成長っていうのは、そこそこに年齢に応じて違ってくると思うんですね。おぎゃあと生まれれば保健センターのお世話になったりとか、そしてだんだんだんだんと大きくなってって、一般的に言われる、先ほどもありました青少年という年齢までの過程の中で、私は重複する、前後するとは思いますが、子ども条例というのは、大体権利条例と申しますのは15歳未満までの条例だと考えておりますけども、その後の15歳から18歳の青少年の問題も含んだところでお尋ねしたいと思いますが、小学校には小学校、中学校には中学校という場所がございます。それにつきましては、行政の中では家庭教育に始まり、成人教育、青少年教育、そして社会教育、生涯学習と多端にわたった育成がなされるべきだと思います。今ご答弁いただいておりますのは、健康福祉部の方の子育て支援課だと思いますが、間違いございませんね。その上で、結局子どもが、一人の子どもさんが成長するに当たっての青少年を家庭教育の専門家、成人教育の専門家、そして青少年育成に携わる専門家、そして社会教育と、そういう生涯学習を大きく含めた生涯学習の中で、担当部局が適切なアドバイス、そしてまたその問題点に対してのコーディネートを行っていくことが健全なる青少年の育成、ひいては子どもの育成につながっていくと私は確信いたしておりますが、もし太宰府の中でそういう専門職の職員の配置、その辺の本当に市民が困ったときに子どもの分は子どもの支援、子育て支援センターに行けばこういうアドバイスができますよ、それをコーディネートできるような、それともちろんその一つの問題に対してたらい回しではなく、縦横のつながりを持って本当に簡素化できるような、本当に青少年の育成に子どもの子育てのアドバイザーとしての経験をお持ちの方はいらっしゃるのでしょうか。

議長（村山弘行議員） 健康福祉部長。

健康福祉部長（古川泰博） 今のご質問は、健康福祉部だけの質問ではないというふうに思います。それで、今のところゼロ歳から15歳という話なんですけど、その中で就学前というところになりますと、子育て、一番、子育ての中で一番保護者の方々が悩まれたり、いろいろ苦労されるところが多いかと思っておりますので、就学前につきましては先ほどお答えさせていただきましたが、ファミリーサポートセンターの会員制度というものをつくっていきますので、その中でそういう専門的に相談を受けたり、指導までいかないかと思っておりますが、保健センターには保健師、乳幼児のですね、いろんな健診等もございますので、そういうものは人材としてですね、人材をつくっていきなというふうには思っております。

議長（村山弘行議員） 12番小柳道枝議員。

12番（小柳道枝議員） どうもありがとうございます。

一例を申し上げますとですね、北海道の稚内市の方ではですね、行政の機構改革に伴って教

育委員会の内部にですね、子ども課というのが子育て支援の相談はもちろんですけども、いろんな小・中学校生まで一貫した相談、支援体制をつくっております。これは沖縄市においても子ども未来課という一括した、子どもに関しては任せんしゃいというふうな指導の体制が役所の内部でされております。

そして、私思いますのに、子育てっていうのは、地域の環境づくりじゃないかなと1つ思います。先ほど、私も地域の児童民生委員さんとか、そういうところの指導がなされてるという情報交換があるということをお伺いいたしましたが、やっぱり子育ては学校現場であり、そしてまた地域の中でできるんじゃないかなと思うんで、それには子育て支援センターっていう大きい枠ではなく、各行政区の小さな公民館があると思うんですよね。それで区長、行政区の中には児童民生委員、それから民生委員さん、健康指導委員、福祉委員さんという、そういう方々が連ねておられます。その中に、この地域で子育てに困った人、そして子どももおじいちゃんもおばあちゃんも若いお母さんも集えるような公民館活動というのはできないもんだらうかなと思ったりもいたしておりますが、それと同時にですね、相談っていうのは、私たちが本当に身近で感じるって、今もう一戸建てばかりですので、ほとんど隣は何をする人ぞということになっておりますが、もし児童虐待とか学校現場でもし発覚された場合はどのような連携を取られて、どのような対処をなさるのか。今太宰府の中でそういう実態があるのかどうか、その辺をお伺いしたいと思います。

議長（村山弘行議員） 健康福祉部長。

健康福祉部長（古川泰博） 今の質問は、学校に対しての質問だというふうに思ったんですが、学校の中での取り組みなんですかね。

議長（村山弘行議員） 12番小柳道枝議員。

12番（小柳道枝議員） 先ほどから申しますように、子どもを育てていくときには連携が必要だと私は申し上げております。というのは、学校現場であり、また保育所であるかもわかりません。家庭であるかもわかりません。そういうところをいち早く早期に発見し、それをどのような形で取り扱っていくというか、いい方向に持っていくのか、その辺のご答弁をお願いいたします。

議長（村山弘行議員） 健康福祉部長。

健康福祉部長（古川泰博） 次世代育成の今計画書を策定中なんですけど、健康福祉部としても子育てをする一つの活動の拠点づくりということもちょっと考えておるわけでございます。それで、地域の方々を取り込んだ形での拠点づくりになるかと思いますが、まず一つはいろんな相談を受ける場所としてはですね、学童保育所がございまして、学童保育所は小学校7校に7か所あります。それで、小学校の子どもたちは昼から、午後からしか使わないということもございまして、活動できる場所1つは学童保育所の午前中があるかなということも考えております。

それから、地域の中で一番行政区で44行政区がありますので、公民館を利用できればという

ことも考えておりますが、なかなか公民館自体が市の方で直接使用するということにつきましては、なかなか問題点もございますので、公民館を使うことで協力いただける区につきましては、働きかけをしていきたいというふうにも思っております。

それで、そういういろんなところを平成17年度から具体的には計画の中で実行というふうになっていきますが、それではなかなか難しい点もありましょうから、子どもは子どもなりにですね、いろんな施設を活用することによって活動の場、拠点づくり、そういうことによって就学前だけじゃなくて、小学校、中学校、そういう年齢までですね、含めた形で考えていきたいというふうに思っております。

議長（村山弘行議員） 12番小柳道枝議員。

12番（小柳道枝議員） どうもありがとうございます。これからますます子どもを取り巻く環境は厳しさを増していくんじゃないかなと思いますが、その中で次世代育成の行動計画が実施されるに当たりまして、市民もともに子どもたちが健全に育つように前向きな、そして本当に役に立つような実施をお願いしたいと思っております。

それともう一つ、子ども条例の件なんですけれども、私はこの社会環境の変化と一緒に先ほども申しましたように、子どもにかかわっていくのは地域住民だと思います。地域住民であり学校であり、先ほども申しました。その健やかな成長を願うためには、やっぱり条例は策定の必要性があるのではないかなと考えます。

ちなみに金沢では、一応これ権利条例と今ありますけれども、金沢、それから世田谷の方においては子ども条例という、とにかく地域、皆さんの役割を明確にして子どもを健全に育てていこうという条文がなされております。ちなみに金沢のことを申し上げますと、金沢は23年前、太宰府市の少年の船が第1回を出すときに台風に遭いまして、急遽沖縄が金沢に変更されたときに、そこで受け入れてくれた金沢のジュニアリーダースクラブというのがありまして、そういうもう昔からの子どもに対する取り組み、その施策は見事なものがあります。私も金沢の方には議運の視察で行かせてもらいました折に、やっぱり子どもには子どもらしい、そして夢のあるまちづくりを徹底してやってらっしゃるなと思えました。そのときに、23年前の話を思い出しました。本市におかれましても、どうぞ未来ある子どもたちに夢を与えるような、そして子どもを産みたい、産んで育てたい、そして本当に老いも若きもが集えるようなまちになってほしいと願っております。

そこで、市長、この夢のある子どもたちに、本年最後でございますので、明るいメッセージを子どもたちへ届けていただけませんか。よろしく願いいたします。

議長（村山弘行議員） 市長。

市長（佐藤善郎） 我々大人っていうよりも国民みんなが次世代を担う子どもたちの健全な、健やかな成長を願っておるのはもう皆同感だと思います。そういう施策につきまして、単なる行政というだけじゃなくて、学校、地域、家庭、もう何回も言われておりますように、みんなが一体となって子どもの健全育成に努力していかななくてはならないと、かように考えております。

議長（村山弘行議員） 12番小柳道枝議員。

12番（小柳道枝議員） ありがとうございます。今年も2004年去るはさる年で去ってまいりますが、来年は太宰府市に夢のある、大きな夢であった国立博物館が開館いたします。皆さんの羽ばたいていけるとり年に期待いたします。

そして、皆さん方には、本当この1年間お世話になりました。また来年、皆さんとともに羽ばたいてまいりたいと思います。

以上をもちまして一般質問を終了いたします。

議長（村山弘行議員） 12番小柳道枝議員の一般質問は終わりました。

~~~~~

議長（村山弘行議員） 以上で本日の議事日程はすべて終了しました。

次の本会議は12月17日午前10時から再開します。

本日はこれをもちまして散会します。

散会 午後4時32分

~~~~~